

## 第Ⅱ部 事後対応

### 第1章 事実経過

(以下、特に断らない限り、日時については「平成23年」である。)

#### 1節 学校の対応について

本件事故後の学校の対応について、時系列で事実関係を明らかにする。事実認定のために使用した資料は、学校及び市教育委員会から提出された資料、本委員会の聴き取り結果である。

##### 1 10月11日(火)

(1) 午前8時30分頃、Aの父親から学校に「Aがマンションから落ちた。病院に向かっている。」との一報が入った。

(2) 午前8時35分、B教頭からこの事実を聞いた校長は、2年生の学年主任と担任に対し、現場及び病院に行って状況を把握するよう指示を出した。校長は、校長室に教頭2名と詰め、本部会議を行った。

Bとの関係について、普段からB、CがAに対し、腹や背中に乗ったり、ふざけあったりしてじゃれていた関係であった。しかし、Aがやられている数の方が多かったように思われ、そのような場面や気になる言動があれば、随時声をかけるようにしていた。このことに対して、Aは嫌だと思っていたが、10月5日のケンカの後の指導で初めて嫌だということが分かった。

担任は、Aの [ ] から話を聴いたところ、 [ ] 以前Aが「死にたい。」と話したことがあったとき、「一緒に [ ] 」と言ったものの、冗談と微笑みかけられるかと思ったら深刻そうな顔だったので心配したことがあったということを聴いた。

(3) 午前9時すぎ、病院に赴いた担任から午前9時03分に亡くなった旨の連絡が入り、校長は、消防署に連絡をして死亡事実の確認を取った後、市教育委員会に報告をした。

(4) 午前9時25分頃、市教育委員会のA指導主事が来校し、聴き取りを開始した。すぐに大津署の警察官2名が来校し、校長、教頭2名、学年主任、養護教諭からの聴き取りが行われたため、A指導主事は聴き取りを止め、その場で聞いていた。その後担任が加わった。

[ ] 本年10月4日、5日にBとトラブルがあり、5日にはAもエスカレーターして、ケンカとなったこと、BはAのしゃべり方に対してイライラしていたことなどが報告された。

(5) 午前11時20分、校長、学年主任、担任が病院から戻り、本部会議が持たれたところ、午後1時05分から臨時拡大生徒指導委員会を持つこと、午後7時にPTA本部(会長、副会長、庶務)を招集して説明すること、午後8時に緊急学校協力者会議を開催すること、帰りの会での各学級での連絡案(生徒にどのように伝えるかという文案)を作成すること、マスコミに対しては個別対応していくこと、「濃い関係者」として4名の生徒の名前(B、C、E、F)が挙がり、学年でフォローする方針を取るなどが話し合われた。

(6) 校長、学年主任、担任の3人で病院に行き、Aの家族に会った。午後0時30分頃、病院から学校に戻った時に、Aの父親から校長に電話があり、 [ ] など、家族の意向が伝えられた。そして、かかる事実は、校長から市教育委員会に電話で伝えられた。

(7) マスコミがすぐに動き出し、正午頃からマスコミからの電話や訪問が頻繁にあった。

(8) 午後1時5分頃、緊急拡大生徒指導委員会が開催され、事件当日の経過の確認及び今後の当面の動きについての確認がされた。緊急拡大生徒指導委員会においては、本部会議の内容が報告された。

(9) 午後2時05分、帰りの会の前に、緊急職員会議が開催され、緊急拡大生徒指導委員会の内容が共有化された。

(10) 午後3時頃、マスコミに対し、校長は、「いじめは把握していない。」と話した。

(11) 午後4時30分、学年主任及びB教頭は、弔問に赴き、葬儀場において、Aの父親と母親に面会した。Aの父親は、まず



(12) 午後4時30分、Cの母親から担任に電話連絡が入った。その内容は、次のとおりである。

10月7日(金)にCとDがAの家に行った、その時Aが「もうすぐ父親が帰ってくるから。」と言って二人を帰した、明日遊ぼうなという話となった、8日(土)AからCに「財布、知らんか?」と電話がかかっていたので、Cは「知らない。」と言ったものの、Aがその後もごによごによ言っていたので、「何言っているのかわからへんわ。来いや。」と言った、その後AとCが会った、その場にはCの他、B、Dなどがいた、Aは、「時間がやばい。」と言って帰

って行った、というものであった。その後、B、C、Dは、公園で遊んでいた、9日(日)にCとDがBの家に泊まった、10日(月・祝)にCがAと遊ぼうと思い電話をかけたが居なかったので、接触はなかった。

(13) 午後7時、PTA本部会議が開催された。校長、教頭2名、教員3名が出席した。校長の説明は、次のようなものであった。

10月9日にAは部活の試合を頑張っていた。いじめられるタイプではない、これという大きな原因が見当たらない。いじめが注目されているが現在いじめの心当たりはない。学校としては、どんな形であれ、子どもたちの命を守っていかなければならない。調査や原因究明もしなくては行けない。保護者説明会は、遺族の気持ちを考えて開催できない。

(14) 午後8時、緊急学校協力者会議が開催された。市教育委員会からA副参事が出席した。校長が事案の概要、今までの対応などを説明した。その内容は、次のとおりであった。

Aは、特に補導歴とかもない、目立つ行為、危険な行為をする子ではない、欠席も少ない、いじめをされる子ではない、本人から、悩み、困っている等の話はなかった。



顕著ないじめがあったということは認識できていない。今後引き続き調査させてもらいたい。今のところ何が原因かわからない。



出席者からの発言として、次のようなものもあった。

いろんな情報がすでに入っている。家庭内の問題情報も入ってきている。小さい学区内のことなので、(校長の説明は)言葉を選びすぎて、説得力がない、相手に伝わらない。

学校として、筋を通す、教育上の筋。なるべく詳細に説明しようという必要はない。詳しい説明をしようとする努力は必要ない。

(15) 午後9時30分、生徒指導委員会が開催され、Aの保護者からの聴き取り内容、三連休の生徒間の出来事等の情報を共有するとともに、翌日の予定の確認を行った。自死だったのか否かについては、今の時点では分からないということで見解を統一した。

(16) 同日、校長は、10月7日(金曜日)以降のAの動き、Aの置かれていた状況及びA自身の身体的(資質)な問題について調査するよう、教頭を通じて、担任及び学年の教員に対して指示を出した。

教員Gは、A教頭から「Aに関する最近のことを至急まとめてほしい。」と指示を受けたので、生徒指導票(毎年4月に提出してもらう家族情報が記載されたもの)、生徒指導主事が児童相談所を訪問した際に話した情報、2学年生徒指導担当の教員Hから聴き取った情報等をもとに書面を作成した。当該文書には、10月4日及び5日のAとBとのトラブルの様子が書かれた上、5日の件については、「Aが弱い立場にいることと、Bの身勝手な行動に『いじめ行為』ととらえ、Aを被害者として指導する」と書かれているところ、教員Gは、メモの段階で教員Hに内容を読んで確認してもらった上で文書を完成させ、A教頭に渡した。

校長の言によると、この書面を読んだ校長は、A教頭及び教員Gに対し、当該記載については10月5日に生徒指導主事から受けた報告と違いがあると指摘し、その内容を訂正させたが、その際、教員Hや生徒指導主事に事実の確認は行わなかったという。しかし、「いじめ行為」と捉えたという文章については、変更されていないままであった。

## 2 10月12日(水)

(1) 午前8時30分、匿名の電話が入る。家の中で子どもが、小学校の時、Aはもっと元気だったのに、最近元気がないと言っていた。校長は、いじめはないと新聞で言っているが、子どもは「あれはいじめだよ。」と言っている。事務的な形で物事の処理が終わらないようにお願いしたい。

(2) 午前9時10分、市教育委員会の課長補佐から、市教育委員会は調査に入らないという内容の電話が入った。

(3) 午前9時20分、本部会議を開催した(メンバーは、校長、教頭2名、生徒指導主事、学年主任)。内容は、2年生の遅刻者がB、C、Dなどであったこと、当該クラスでは担任が泣きながら話していたため、他の教員がフォローしたこと、気になる生徒について、スクールカウンセラーのカウンセリングを開始することなどについて話し合った。

朝打ち合わせにおいて、昨夜の生徒指導委員会からの報告や子どものケアに関する話がされ、また、Aの転落死が自死かどうかは分からないとの学校の見解の確認がされた。

(4) 昼に校長室において、2学年の臨時打ち合わせが開催され、生徒から寄せられた情報の共有化と帰りの会や放課後の指導方針について確認がされた。この打合せの中で、朝学活の後、教員Aがある生徒から、①A、B、C、D、Eが自殺する練習をしていたこと、②CがAの筆箱にオレンジのペンを折ってインクを掛けAが泣いていたこと、③Aが昼休みに暴力を振るわれていたこと、を当該クラスの生徒から聞いた情報として聴き取った旨の報告があり、これらの生徒については、放課後に聴き取りをし、保護者への連絡及び家庭訪問を行うことになった。特に、情報源と位置付けられた生徒については、教員I及び教員Jが担当となって、しっかりと事実確認をするべきであることが確認された。

(5) 午後1時30分、本部会議が開催され、帰りの会における黙とうの文案について話し合われた。

(6) Aの荷物の点検が行われ、美術作品、教科書、ノート等については職員室で預かることになった。

(7) 放課後、不安定な生徒に対する聴き取り調査が行われ、その内容は管理職にも報告された。校長は、複数の生徒たちからの聴き取り結果により、家庭内の問題だけではなく学校内での問題もある可能性を認識し、継続調査が必要であると考えた。

(8) 午後4時15分、市教育委員会のA指導主事が学校を訪問した。校長、教頭2名、途中からスクールカウンセラーが同席し、今日の経過説明、生徒から暴力やいじめの情報が出ていることを伝えた。

(9) 午後4時50分、生徒指導主事が生徒からの個別聴き取りの結果を報告したところ、ケンカのシーンの目撃者は、顔を殴っていたり、ペンのインクをつけていたことから、あれはいじめだと述べ、これらを止められなかったことが、悲しくてつらいと述べたり、他の生徒は、B、Cが、虚勢を張ってか、「あいつが死んだのはおれらのせいやない。」「マンション見に行こうか。」などと言っていたのを聴いて、余計悲しんで悔やんだ、Cが「いよいよ本番やりよったな。」という言葉を使ったことを聴いたので、本番というのだから、練習があるに違いないという思いをもったと述べていたことを報告した。

(10) 午後5時15分頃、スクールカウンセラー・スーパーバイザー会議、生徒指導委員会が開催された。生徒にストレス反応が出るのは当然のことであること、毎日ケア会議を行うことや、情報はメモを取って集約する必要があることなどが確認され

た。

(11) 午後8時15分、生徒指導委員会が開催され、2学年からの集約を受けて翌日の予定について確認され、Dからの聴き取りの予定が確認された。

### 3 10月13日(木)

(1) 朝打ち合わせにおいて、全員参加の会議を持つことは難しいので、本部会議や生徒指導委員会の方針を決めていることやその日の予定等の確認がなされた。

(2) 午前10時30分、Aの父親が来校し、校長、教頭2名、学年主任が約3時間話を聞いた。Aの父親は、当初はAの 昨日いじめがあったとの情報が耳に入ったため、早急に調査をしてほしい、口を閉じてしまわないうちに早く生徒にアンケートをして欲しいなどと要望した。

(3) 午後1時30分、管理職会議が開催された。 を受けて背景調査を行うことになったこと、10月14日に教員へのアンケートを実施すること、1、3年生については迷惑調査を、2年生についてはストレスチェックを行うこと、子どもについてのアンケートを実施すること、Aのゲームカセットの中身がないことに関する調査方法などが議題になっていた。

(4) 午後3時40分、Dから聴き取りをした。また、生徒から「先生聴いて。」との声が上がリ、当該クラスの生徒8人が来たため、聴き取りを行った。その結果、新しい情報が出て来た。

アンケートのひな形を作成した。

(5) 午後5時、市教育委員会のA指導主事が学校を訪問した。A指導主事は、Aの父親が市教育委員会を訪問し、どこに行けば自分の望みが叶えられるのかという思いで、市教育委員会に来た旨を話していたことを伝えた。父親の話した内容は、

などというようなことであった。

(6) 午後6時、生徒指導委員会が開催された。 生徒への聴き取り状況について、関係した生徒、加害生徒、被害者の保護者への配慮をすることなどの話がされた。また、この際、今後は本件に関して見聞きしたことは、必ず詳しくメモに残すことを確認した。

(7) 午後7時、PTA実行委員会が開催され、アンケートを実施する旨を報告した。

(8) 夕方、Cの母親から、

(9) 午後8時40分、A指導主事と電話連絡をし、加害生徒の心理状態、一般生徒の心理状態を考えると、調査を実施することによるリスクが考えられるので、アンケートを作るにあたっては、専門家の意見、助言を求めることが望ましい旨助言を得た。

(10) 午後9時頃から午後11時頃まで、本部会議が開催された(スクールカウンセラー及びスーパーバイザーが同席)。教員及び生徒へアンケートすることを確認した。生徒向けアンケートは、保護者向けに説明の文章を頭につける、17日(月)に配布し、19日(水)に回収することを目標とする。封筒に入れて配布し、生徒は自宅で記入し、封筒に入れて提出することにする。調査をした後どうするかという点について、メンタル面のサポートだけでなく、弁護士などの法律や事案の専門家の助言も得ることとする。12日の学校協力者会議以降、 や新情報もあり、学校がはじめに立てた方向性が変わるので、協力者会議メンバーにその旨を説明しなくてはいけない。15日(土)か16日(日)に実施する予定である。

### 4 10月14日(金)

(1) 朝打ち合わせにおいて、校長からの経過説明がなされ、また本部会議及び生徒指導会議で確認された事項の報告がなされた。また、調査した後に、学校が、Aの父親、Aの、関係生徒、周辺生徒、情報を出した生徒に対するメンタル面のサポートのみならず、学校の機能や信頼等のバランスを取りながらどのように動くべきかという点については、弁護士などの専門家の助言が必要であることが確認された。さらに、本部会議については、今後は、校長、教頭2名、生徒指導主事、学年主任の5人に加えて、教員K及び教員Gも出席することが確認された。

(2) 午前10時頃、学年主任、担任、Aの の担任、スクールカウンセラーAが、A宅を訪問した。

の父親は、10月13日に校長らに話した  
ことと同じ話をした。  
(～午後0時30分)。

(3) 午前11時5分頃、校長は、県庁において、県庁首席参事、主査2名、A指導主事同席のもと、弁護士に対して相談をした。相談内容は、アンケート実施の是非、実施時期、学校の法的責任、本件の情報公開等についてである。

A指導主事及び校長は、弁護士に対し、①趣意書及びアンケートの内容、②アンケートの実施時期、③実施後の展開(集約・分析・開示)、④集約時の助言の依頼、⑤市教育委員会の市議会対応の注意点、⑥その他の各項目を相談している。

弁護士からの助言をまとめたA指導主事作成の書類によると、趣意書及びアンケートの内容についての項に以下のような記載がある。

①一部訂正。基本的には問題なし。  
訂正部／これらの情報を総合的に分析・判断し、結果をまとめていきたい・・・。  
  
(アンケート集約結果／結論)  
ステップ1「事実」確定→○  
ステップ2「いじめ」認定→○「ここまでのライン」認める方向で  
ステップ3「因果関係」認定→×「認めない」

また、その他の項についての記載の中に、次のような記載がある。

⑥(中略)  
できた「事実」をどうするかは父親次第。  
自分の中の「整理材料」とする可能性もあり、「責任追及」の材料もあり。  
加害生徒に対する「責任追及」被害届だしても・・・民事で「損害賠償請求」  
学校(市)に対する「安全配慮義務違反」  
(以下略)

(4) 午後0時30分、学年主任からB教頭に対し、家庭訪問の結果が報告される。

(5) 午後2時、午後1時30分ころ、Aの が突然来校したため、Aの父親を呼ぶ。

(6) 午後2時40分、スクールカウンセラーBがB教頭に対し、  
報告した。(～午後5時10分)

(7) その後、Aの父親から学校に電話があった(B教頭対応)。その内容は、10月8日に

(8) 市教育委員会のA副参事が来校し、校長、A教頭が応対した。

(9) Aの父親から再度電話連絡があり、13日に実施された8人の生徒からの聴き取り状況を教えて欲しいとの連絡が入った。対応したA教頭は、本人に確認できていないということを前提に、出て来ている情報について、そのいくつかを回答した。

(10) 午後4時45分、本部会議が開催され、Aの父親への対応や協力者会議の実施について話し合われた。協力者会議のメンバーに説明する必要があるので、校長及びA教頭が説明に回ることにした。

(11) 校長及びA教頭が協力者会議のメンバー宅を説明のために訪問した。

(12) 午後8時、生徒指導委員会が開催され、情報の共有がなされた。

(13) 午後10時、本部会議が開催された。生徒指導委員会での発言に対する回答を話し合い、いじめはあったのか、そう認めるのかという点については、「10月5日の段階でいじめの疑いはもっていた。その事実をはっきりさせるために調査をしている。調査中なので、もし子どもに聞かれたら多くを語らず、毅然として「君はどう思う」と答える。」という結論を出した。加害生徒への聴き取り(教育的指導)はいつからするのかという点については、「まずAの物(鍵、財布、漫画の本、時計)がどうなっているか所在の確認。アンケートの意見からどんなことが出てくるか精査、判断してから指導に入る。情緒が安定しない生徒にはスクールカウンセラーの協力を得る。」という結論を出した。(～15日午前0時)

(14) その他

教員に対するアンケート調査が実施された。

放課後、生徒5名に対する聴き取りがなされた。

実施されたスクールカウンセラーによる聴き取り内容は、B教頭に報告され、その内容は詳細に記録された。

カウンセラーが一人では足りないとして市教育委員会に連絡をした。

#### 5 10月15日(土)

(1) 午前10時から午後4時30分まで、スクールカウンセラーによるストレスチェックリストの集計と分析を実施した。スクールカウンセラー、スーパーバイザー及びB教頭が、結果を受けて17日(月)にどう進めるのかについて、原案を作成した。

(2) 午後0時頃、管理職会議が開催された。

(3) 午後、校長、A教頭が協力者会議メンバー宅を訪問し、アンケートを実施する旨報告した。

#### 6 10月16日(日)

(1) 午前10時30分、Aの父親から電話があり。

(2) 午前10時40分頃、拡大本部会議が開催され、15日(土)から16日(日)の朝までの情報(学校とAの父親、Cの母親との電話連絡等も含め)が共有された。

(3) 午前11時15分頃、本部会議が開催され、校長からは、Aの父親の気持ちをくみ取ること、今後は人権教育やこころの教育についての検証の必要があること等が、A教頭からは、加害、被害双方に等しく情報開示すること、学年主任からは、Aの父親からはDの名前は出ていないが、Dの指導経過をまとめておいてもらうこと等が話された。

(4) 午後0時頃、生徒指導主事と教員LがC宅を訪問した。

(～午後2時)

(5) 校長及びA教頭が、A議員宅を訪問して、説明をした。

(6) 午後2時15分頃、本部会議が開催され、C宅の様子、地域の様子が確認された。また、校長からは、親同士の話には首を突っ込まない方がよいとの話がなされた。

(7) 午後2時45分頃、Aの父親が来校し、B教頭と学年主任が対応した(10月17日付臨時職員会議)。Aの父親は、Aが8月くらいからだんだん何かあり、9月に急激に変わったこと、

を学校に伝えた。

(8) B議員が来校し、校長とA教頭が対応した。

(9) 校長及びA教頭は、協力者会議メンバー宅を訪問した。校長は、地域の方、議員、地区会長が、「担任は大丈夫か。」と心配していた、顔を突き合わせて説明することは重要と感じたと感想を述べた。

(10) 午後4時30分、拡大本部会議が開催され、Aの父親の話を集約し、E宅に連絡を取り、来校を願う、F宅に連絡を取り、家庭訪問しよう、Dについてはこれまでであったことについての情報を整理することなどが話し合われた。(～午後5時)

(11) 午後5時15分、Eの両親が来校し、E本人から学校で話を聴いて欲しいと依頼する。(～午後6時15分)

(12) 午後6時30分、F宅へ家庭訪問する。Fの親は、

などと伝えた。(～午後7時)

(13) 午後7時30分、拡大本部会議が開催され、翌日の動きの確認がなされた。(～午後8時45分)

#### 7 10月17日(月)



するのかなどが検討された。(～午後11時30分)

(15) 9名の生徒に対してカウンセリングを実施した。(午前9時から午後4時まで)

(16) 生徒からの聴き取りがなされた。

## 8 10月18日(火)

(1) 午後9時、校長が市教育委員会を訪れた。A指導主事が対応した。校長は、地域関係者による特別調査委員会を設置したいとの意向を示した。

校長が検討していた構成メンバーは、全員で6名、学校協力者会議メンバー(学校評価委員)からとして、各学区から(自治連会長他)1名ずつ、学識経験者1名、保護者代表(PTA副会長)1名とする。校長は、調査結果に対する透明性を高めたい、場合によっては市教育委員会の出席を依頼するとの意向を示した。

(2) 午前9時15分、Cが欠席のため、母親に電話をした。

(3) 午後1時、校医から電話連絡があり、校医として心配している、緊急支援はどうなっているのかとの問い合わせであった。

(4) 午後1時40分頃、管理職会議が開催され、調査の中間集計、10月5日の件、地域の会議等について話がされた。

(5) 午後3時30分、市教育委員会のA副参事から電話があり、スーパーバイザーからの話として、担任のケアの担当者や方法について提案がなされた。

(6) 午後4時、生徒指導主事と教員Iが、C宅を家庭訪問し、

(7) 午後4時15分、市教育委員会のA指導主事から電話があり、弁護士からのアドバイスとして、委員会を立ち上げることについては結構ということである。透明性

を図るのが目的であれば、アンケート入りの封筒を開封する段階から学校が間引いたりしないように、原本のコピーを準備しておいて、どンドンみてくださいという状況の中で、その会議の目的を示してするのがよい。

(8) 午後5時、Aの父親より電話があり、B教頭が対応した。

(9) 午後6時15分、臨時職員会議が開催された。校長からは、長い一週間であった、はじめはどうしていいかわからなかった、肩が張っていた、どうしても自分の思いが優先して、一方的に皆さんに押しつけて動いてもらった、申し訳ない、少し首を横に振って相談したり、任せたりするようになってきた、60人が一枚岩、同じ方向を向こうという話がなされた。そして、調査の集約については、特に新しい事実や今まで出ていなかったこと、反するようなことは出ていない、Aにとって不本意、一方的な暴力をうけていたことがいくつもあがってきている、そんなことがあったのに、見逃していたことを正直我々は認め、見直さなければいけない、隠すとかはないが世間の人はどう思うか、まだよく分からないことは金銭の動き、学校の対応で不適切な部分があったと子どもたちに見られている(周囲からの訴えがあったにも関わらず、あとにまわすのではなく、その場で聴いてやらなければいけない。)、亡くなったことと直接繋がっているかはわからない、アンケートの後、Aの死についてどう見るか(大変悲しい、残っている僕らがしっかりしないといけない。)、アンケートは決してちゃかしたりせず、真剣に書いてくれている、子どもたちのこころの中はしっかりと判断する気持ちが根付いている、この根を伸ばし芽や葉を伸ばすことができていなかったなどと述べた。その他、アンケートの集約方法、今後の聴き取りと事実確認について、加害生徒の指導について、今後の見通し・留意点(学校支援会議などの新しい調査組織の立ち上げ)について話がされた。(～午後8時)

(10) 午後7時30分、教員M及び教員Hが、B宅を家庭訪問し、

(11) 午後8時30分、教員Dと教員Nが、D宅を家庭訪問し、

れまでに比較して、教員としてはしっかりと話ができたと印象を持った。

(12) 午後8時25分頃、市教育委員会のA副参事とA指導主事が来校した。教頭2名、学年主任、担任が対応したところ、市教育委員会からは、①Aが亡くなるまでのこの1年のなかで、どういう言葉のやりとりがあったのか、何を保護者に伝えてきたのか、②管理職はどこまで何をしているのか、どういう状況で当日(10月5日)対応されたのかについて、嘘をつくことがないようにとの注意のもと、聴き取りがなされた。B教頭から10月5日の認識を説明した上、担任から①について説明がなされた。(～午後10時15分) 教育厚生常任委員会のQ&Aなどについて話がなされた。(午後8時15分～午後11時)

(13) 午後11時15分頃、本部会議が開催され、家庭訪問に関する情報や聴き取り調査の段取り等が話し合われた。(～午後11時45分)

## 9 10月19日(水)

(1) 朝、Cの母親から電話があり、アンケートについて話したいということであった。

(2) スーパーバイザーAから電話があり、スーパーバイザーの配置計画について、アンケートの分析について話がなされた。

(3) 午前9時20分、スクールカウンセラーAから電話があり、週一回の緊急支援の予定及スクールカウンセラーCと話し合う機会を持つことについて話がなされた。

(4) 午前11時、A宅訪問(学年主任、教員O、教員A、スクールカウンセラーC)。アンケートを直接見せて欲しい、記名ではなく無記名のものを見せて欲しい旨依頼される。(～午後0時30分)

(5) 午前11時05分、PTAの方(B氏)が来校し、校長、教頭2名が対応した。

(6) 午後0時、Bの母親から電話があり、

(7) 午後1時05分、2年生の学年会を開催した。

(8) 午後3時、Cの父親が来校し、

(～午後4時)

(9) 午後4時、市教育委員会から電話があり、教育厚生常任委員会の様子について報告を受けた。その中で、議員からは、学校の責任だけじゃない、家庭の問題もあるのではという意見が出されたということであった。

(10) 午後4時5分、本部会議が開催され、Cの父親の話の内容などが報告された。

(11) 午後5時50分、Aの の担任及び1年次の担任が家庭訪問をした。(～午後6時25分)

(12) 午後6時、拡大生徒指導委員会が開催され、情報の共有化及び明日の動きの確認がなされた。また、生徒への聴き取りに関し、「子どもたちに将来裁判に使われるともいえないし、背景調査は裁判のためではなく指導のため」という話がなされた。

(13) 午後7時、来校したAの父親に、回収されたアンケートの途中経過を報告した。分析はまだだが、表にまとめているもので説明をした。(～午後8時)

(14) 午後7時、2年生の学年会を開催した。

(15) 午後8時10分、市教育委員会のA副参事とA指導主事が来校した。

(16) 午後8時25分、新聞社記者が来校し、校長とB教頭が対応した。一方的な暴力ということを市教育委員会で聞いたが、そのことは校長の耳に入ってなかったのか、お金がなくなっていることを保護者は相談しているが、調査はしたのかななどを質問した。(～午後8時55分)

(17) 拡大本部会議(今までの本部に教務及び生徒会関係の教員が加わったもの)が開催され、Bが担任と話がしたいと言っているとの話が出た。

(18) 午後10時30分、アンケート調査の集計作業がされ、データの並べ替えなどがなされた。

(19) 午後11時、本部会議が開催され、聴き取り調査をする生徒の選別がなされ

た。

(20) 生徒1名からの聴き取りがなされた。

#### 10 10月20日(木)

(1) 午前10時30分頃、管理職会議が開催され、別件の嫌がらせ行為について話し合われた。(～午前11時30分)

(2) 午後6時10分、生徒指導委員会が開催され、別件の嫌がらせ行為の生徒の件などについて話し合われた。(～午後6時40分)。

(3) 午後6時45分、2年生の学年会を開催した。

(4) 午後7時、市教育委員会のA副参事及びA指導主事が来校し、午前中にAの父親が市教育委員会に来て、  
[REDACTED] (～午後8時40分)

(5) 午後7時30分、Bが父親に送ってもらい学校に来た。  
[REDACTED]

(6) 午後9時30分、本部会議が開催され、Aの父親が市教育委員会に行ったこと、Bの来校内容などが話し合われた。

(7) 生徒からの聴き取りはなかった。

#### 11 10月21日(金)

(1) 午前9時、管理職会議が開催され、11月1日の全校集会や11月4日の保護者説明会等に関する対応等が話し合われた。全校集会では、アンケートに正直に書いてくれたことで、自分から望んでないことをされたこと、いくつかの場面を教えてくれたこと、こういった行為ははじめであったことが分かった、書いてくれたことに対して、より細かく事実を確認し、関わった人にその時のAの気持ちを考えてもらい、そのようなことがないようにしてもらおうと思っていることを伝えることとした。(～午前10時)。

(2) 午前11時、PTAの方より電話があり、B教頭が対応した。アンケートが配

られ、学校はやってくれていることが分かった、それまでは学校はなかったことにするのかという声が聞こえた。PTAの中にも温度差があり、執行部会ですら開けるのかと心配されていることなどが話された。

(3) 午後1時、市教育委員会の課長補佐及びA指導主事が来校し、校長から経過説明が行われた。また、24日の弁護士との相談は、少しでも早くということで、午後6時から午前11時に変更になったことが伝えられた。(～午後4時)

(4) 午後5時、Aの父親から電話があり、24日に追加分を渡す旨を校長から連絡した。

(5) 午後5時30分、PTAの方(B氏)が来校した。

(6) 午後7時55分、A指導主事より電話があり、11月1日に生徒集会と保護者説明会をダブルで行うことについて教育長の了解が得られたこと等が伝えられた。また、10月25日の聴き取り対象者に、B、C、Dの他にE、Fが入っていない点について確認されたが、この2人はすでに聴き取り済みであることが伝えられた。

(7) 午後9時20分、本部会議と学年会議の合同会議が開催され、聴き取り調査による新情報の確認等がなされた。(～午後9時50分)

(8) 午後9時50分、本部会議が開催され、市教育委員会と協議した今後の展開について確認がなされた。また、新情報をもとに教員1名からの聴き取りを行った。(～午後10時25分)

(9) 聴き取りとアンケート集計(～24日)

(10) 13名の生徒から聴き取りを行った。

#### 12 10月22日(土)

(1) アンケート整理作業を継続した。

(2) 校長、A教頭は地域へ説明に回った。

(3) B教頭は情報の整理をした。

### 13 10月23日(日)

(1) 午後1時、本部会議が開催され、弁護士及びスクールカウンセラーによるアンケート分析の為の資料作成、翌週の段取り(25日の3名への聴き取りに際して事実確認のポイントなど)などを打ち合わせた。(～午後4時20分)

(2) その後、分担ごとに別れて、本部以外の教員の応援を受けて作業をした。

(3) 午後7時30分、本部会議が開催され、全校集会及び保護者説明会の準備、第1回学校支援会議の準備、3名への聴き取り調査に関する準備などがなされた。(～午後9時50分)(10月23日付本部会議資料)

### 14 10月24日(月)

(1) 午前9時から午前10時10分まで、課長補佐とA指導主事が、弁護士に相談をし、午前11時から、校長が加わった。(～12時20分)

相談結果については、市教育委員会が作成した「大津市立中学校 転落事案について(〇〇弁護士相談結果)」という表題の書面にまとめられているところ、それによると、相談内容は、「今回の対応の総括について」、「因果関係について」、「訴訟対応について」、「その他」、「学校対応について」、「市教育委員会対応について」の各項目がある。結果として、「今回の対応の総括について」は、親しい人間関係の中で起こっていることであり、出て来た事実について加害生徒との食い違いはあるが、全体として評価したときに、立場の互換性がないことから「いじめ」の構図があったと認めざるを得ない。「因果関係について」は、因果関係については申し上げられる立場にない、評価に関わる問題なので意見や感想を申し上げる立場にない。理解して欲しいという対応であった。「訴訟対応について」は、①他の意図も考えられる。因果関係はない。安全配慮義務違反はない。②安全配慮義務違反があった(予見できた)。因果関係はない。③安全配慮義務違反があった。因果関係があった。と3通りが考えられるところ、①ないし③にはそれぞれ→が付いており、その先には①に○印の記載が、②、③には×印の記載がある(なお、本委員会に提出されている書面には、「市としては①になるのでしょうか」との手書きの記載がある。。「学校対応について」は、どの段階で「学校対応の一定の区切りが付いていくのか」という点に対して、現在の見通しで○。「学校」としての対応は一旦区切りとし、「平常の生活」に戻る。後は訴訟になるなら早くその対応になる方がよい、という回答であった。「市教育委員会対応について」は、学校保護者会(報告)への市教育委員会の参加の有無については、出なくてよいのでは、状況により必要が生じれば判断するという回答であった。

〇〇弁護士は、アンケート結果を集約した表に基づき、また、相談の現場に市教育委員会が持参したアンケート用紙を見て判断しているが、加害とされた生徒毎に判断

をくくしてはいなかった。

(2) 午後1時、アンケート結果の分析についてスーパーバイザーAからB教頭に対して報告があった。(～午後5時30分)

その内容は、

- ①これだけの生徒がアンケートを書いてきた。見るに見かねてこれだけのことを書いてきたということは、憤りの気持ちがあるということ。それだけ、他の生徒から見ても心配なことであったということが分かる。
- ②一読後の感想だが、厳しい状況になったのだろう。一方で「明るい先輩」という、〇〇部(注:Aが所属していた部)の後輩からの声もある。「嫌な顔」ができなかった子どもではないか。
- ③生のアンケート用紙を見ると、直接場面を見た人は限られているが、複数あること、はじめは仲良しであったこと、10月にしょげる場面とかもあり、様子が変わったこと、10月のはじめに、「お前の家族、全員死ね。」というような言葉がどうして出たのかひっかかる、つまり、関係の質がどんどん変わってきている。事実としての推論であるが、はじめは仲良しで、Aの気持ちとしては対等な気持ちで立ち向かっていったと考えられる。
- ④なくなった原因はいろいろなことが重なったことである。人が亡くなる時には、何らかの要因が積み重なっている時であり、単独の要因で起きるわけではないと考える。
- ⑤どうして相談できなかったのだろうか。Aは、相談できない理由として、なにもかもひとりで引き受けてしまう特徴があったのではないか。それは、怒りを自分に向けてという特徴。
- ⑥一方で、Bの変化(イライラしたり、目つきが悪くなったり)は、何が起きていたのかを聴き取る必要がある。
- ⑦また、いろいろな立ち振る舞いの中で、XXXXXXXXXXでも、部活で見せるように、明るく笑ってみせて、それで明るい先輩と思われていた。そう振る舞うのに成功していた。なので、自分がいじめられているということを認められないプライドのようなものがあったのではないか。
- ⑧いずれにせよ、この子の相談にのってやれる人、つまり「お父さんには言わないから何でも言える」といえる大人が必要だった。関係機関連携を早くから入れるべきだった。

というものであった。

また、その中で、一人で引き受けてしまう特徴については、

(3) 午後3時30分、

(4) 午後6時過ぎ、Aの父親が来校し、校長が対応した。

(～午後7時過ぎ)。

(5) 午後6時08分、2年生の学年会が開催された。

(6) 午後7時20分、本部会議が開催された。(～午後7時50分)

(7) 午後7時50分、市教育委員会のA副参事及びA指導主事が来校した。(～午後8時15分)

(8) 午後9時30分、本部会議が開催され、翌日の3名からの聴き取りなどについて話をした。(～午後11時40分)

(9) 2名の生徒から聴き取りを行った。

15 10月25日(火)

(1) 朝、Cの母親から欠席の連絡が入った。

(2) 午後3時30分、ミニ本部会議が開催され、校外学習の実施について話がされた(～午後4時15分)

(3) 午後5時30分、学校でBからの聴き取りを実施した。事実の一部否定または

訂正があった。

(4) 午後8時20分、D宅でDからの聴き取りを実施した。事実の一部否定または訂正があった。

(5) 午後7時、第1回学校支援会議が開催された。構成メンバーは、学識経験者1名、自治連合会長1名、学区民会議会長1名、主任児童委員2名、PTA副会長1名であった。校長から、会議の趣旨説明として、①事案に関する学校のアンケート調査の公平性や透明性を高めるため、分析や検討を行い、学校の方向性を高める。②学校の対応や指導方法について支援や助言を行う。③今後の学校の活動等について評価を行うということが述べられた。その後、アンケートを見た上で、メンバー間で意見交換がなされた。(～午後9時30分)

(6) 午後11時20分、本部会議が開催され、B、Dの事実確認の集約、学校支援会議の報告がされた。(～26日午前0時20分)

(7) 26日午前0時20分、別件いじめに関する会議が開催された。(～午前0時50分)

(8) 時間は不明だが、2年生の学年会が開催された。

16 10月26日(水)

(1) 午前9時15分、管理職会議が開催された。(～午前9時45分)

(2) 午前9時50分、市教育委員会のA副参事とA指導主事が来校した。支援会議の様子、B及びDの聴き取り内容などを報告した。(～午前11時50分)

(3) 午後1時、滋賀県のスクールサポートの方が来校し、校長、教頭2名で対応した。Aの父親が警察に行っていること、Aの父親は常識的な方であること、学校から警察に説明に行くべきであることなどが話された。

(4) 午後3時30分、PTAの方(B氏)が来校し、校長、教頭2名で対応した。(～午後4時15分)

(5) 午後4時40分、2年生の学年会が開催された。



ザー及びスクールカウンセラーからの報告があり、一番心配なのは3名の生徒である。生きている子どもたちを大切にすることが重要と説明された。(～午後11時30分)。

#### 19 10月29日(土)

(1) 午後1時、本部会議が開催された。(～最終午後11時10分)

(2) 午後1時、校長、B教頭、教員Kが、B宅を訪問し、保護者に対し、いじめがあったとの認識を伝えた。(～午後2時20分)

(3) 午後4時、校長、B教頭、教員Gが、D宅を訪問し、保護者に対し、いじめがあったとの認識を伝えた。(～午後5時40分)

(4) 午後6時40分、市教育委員会のA副参事及びA指導主事が来校し、お金の動きや万引きに関して、10名の生徒から聴き取りをして欲しい旨要請を受けた。今はいじめがあった、だが死の原因は分からないという見解だが、お金の件がからめばそうともいえないかもしれない。お金の件について再度調べて欲しい。また、自殺の練習や動画についても調べて欲しい。市教育委員会は明日10月30日(日)午後6時に集合するので、それまでにあたって欲しい。(～午後7時40分)

(5) 午後7時、校長、A教頭、教員Lが、C宅を訪問し、保護者に対し、いじめがあったとの認識を伝えた。(～午後7時40分)

(6) 午後7時45分、市教育委員会の課長補佐から電話があり、今から電話での聴き取りでもいいので、お金の件についてあたって欲しい旨の連絡が入った。

(7) 午後7時45分、本部会議メンバーとその他のメンバーで、家庭訪問と電話で聴き取りを行った。(～午後10時40分)

(8) 午後10時40分、本部会議が開催され、事実の集約や聴き取り未了の生徒の確認等がされた。(～午後11時10分)。

#### 20 10月30日(日)

(1) 午前中、聴き取り調査の続きとそのまとめを行った。

(2) 午後1時30分、本部会議が開催された。追跡聴き取り調査のまとめの確認、保護者説明会などの具体的な計画と作業を行った(学校がいじめと認定した事実につ

いての根拠を整理したなど)。(～31日午前0時45分)

(3) 午後6時、校長が市教育委員会と打合せをした。内容は、Dについてはどうなのか。パンツがずれることがあったのか、ズボンずらしなのか、パンツを脱がす意図はあったのか、などが話し合われた。(～午後11時30分)

(4) 1名の生徒から聴き取りを行った。

#### 21 10月31日(月)

(1) 昼前、市教育委員会から、  
市教育委員会に電話が入った旨の連絡があった。

(2) 昼前、Dの母親から、電話があり、

(3) 昼休み、本部会議を開催した。

(4) 午後5時40分、臨時職員会議が開催され、3名の家庭訪問に関する報告等がされた。(～午後6時40分)。

(5) 午後6時40分、2年生の学年会が開催された。

(6) 午後6時40分、自治連合会長より電話があり、保護者説明会に呼んでくれないのかとの問い合わせがあった。支援会議のメンバーに急遽案内文を配布するために訪問することにした。

(7) 午後8時、B教頭、教員GがD宅を訪問し、母親に対して、母親が市教育委員会に説明を求めたことについて説明した。(～午後9時30分)

(8) 午後10時、本部会議が開催され、マスコミ対応、特にいじめと判断するポイントについて明瞭に回答できるよう話し合った。(～午後11時)

(9) 2名の生徒から聴き取りを行った。

#### 22 11月1日(火)

(1) 昼、Cの母親より電話があった。

(2) 6校時、全校集会が開催され、引き続き2年生は学年集会が開催された。

(3) 午後7時、保護者説明会が開催された。

(4) 午後10時、支援会議が開催され、保護者説明会の振り返りがなされた。(～午後10時40分)

(5) 午後10時45分、本部会議が開催され、最後の拍手は学校不信の拍手ではないかということ、今後見える形の学校の指導や体制について話し合った。(～2日午前0時)

### 23 11月2日(水)

(1) 午前10時、校長が市教育委員会へ赴き、教育厚生常任委員会及び記者会見の打ち合わせをした。

(2) 午後4時、市教育委員会の次長、学校教育課長、校長でプレス発表をした。報道機関とのやりとりは、いじめの具体的内容の説明、担当が気付けなかったのか否かについては、いじめという訴えが2度あったので、本人を呼び出したが、いじめという判断はしていないこと、死亡との因果関係についてはわからないということなどであった。

(3) 午後6時45分、本部会議を開催し、教育厚生常任委員会やプレス発表の報告がなされた。(～午後7時40分)

(4) 午後7時40分、校長が市教育委員会へ赴いた。(～午後9時20分)

(5) 午後9時25分、本部会議を開催した。教育厚生常任委員会の内容について、これで調査は終わりか(10月28日にAの父親に調査はここまで、あとは指導に入ると説明している。)、もっと調査をして欲しい、それは教育委員会が入ってやれ、資料を加害者にも渡せなどの意見が出たことの報告があった。また、学年で副々担任制を置くことについて議論がなされた。(～午後10時40分)

(6) 午後10時40分、管理職会議が開催された。(～午後11時)

(7) B教頭からAの父親宛にメールがなされ、10月29日、30日にBランク(アンケートに記名で伝聞事項を書いている人)について調査したが、確証となる情報が得られなかったことを報告する。

### 24 11月3日(木・祝)

午前9時から午後8時40分、学校待機と作業を実施した。  
市教育委員会の次長、課長補佐が来校した。

### 25 11月4日(金)

(1) 午後6時30分、B議員が来校した。

(2) 午後9時、A指導主事が来校し、Dについて、本当にいじめという判断でOKなのか、裁判になった時にどうか。体育大会のガムテープを口に貼った、剥がしただけ。Bにアンケート結果を見せることはできない。C、B、Dへの家庭訪問など、しっかりできているのかという内容が話された。(～午後11時15分)

(3) 午後11時15分、本部会議が開催された。Cの母親、Dの両親からの電話内容を報告した。(～5日午前0時)

(4) 3名の生徒(うち2名はE、F)から聴き取りを行った。

### 26 11月5日(土)

午後3時、Dの両親が来校し、校長、B教頭、教員Gが対応した。(～午後6時15分)

### 27 11月6日(日)

特になし。

### 28 11月7日(月)

(1) 昼休み、本部会議が開催された。

(2) 午後5時20分、本部会議が開催され、今後のB、C、Dに対する関わり(家庭訪問、受け入れ体制、本人から話を聴くなど)について話し合われた。(～午後7時)

(3) 午後5時20分、C宅へ担任及び教員Hが家庭訪問した。担任とCが一对一で話をした。

(4) B宅と電話連絡をした。

(5) D宅と電話連絡をした。

(6) 午後10時、本部会議及び学年の一部が参加した会議を開催し、3人の指導及び受け入れ体制などについて話し合った。(～午後10時30分)

29 11月8日(火)

(1) 午前10時10分、市教育委員会の課長補佐から電話があり、いじめと認定した根拠が分かる資料を挙げて欲しいなどと連絡があった。

(2) 午前11時、Bの母親が来校し、

(3) 昼、市教育委員会の課長補佐が来校し、いつ、いじめと認定したのかの資料が必要であると言った。学校は、10月25日にB、Dから聴き取りをし、26日に拡大生徒指導委員会をもち、27日にCから聴き取りをし、その後職員会議をして認定した旨を説明した。

(4) 昼、Aの父親から、メール(2回)が届いた。

(5) 午後6時、Cの両親が来校し、質問事項及び要望事項が記載されている書面を持参した。(～午後7時40分)

(6) 午後8時30分、学年主任がD宅を家庭訪問したが、本人には会えなかった。

(7) 午後8時20分、本部会議が開催され、いついじめと判断したかの時期の確認、Aの父親からの質問についての回答を検討した。(～午後11時30分)

(8) 深夜、Aの父親からメールがあった。

30 11月9日(水)

(1) 午前9時30分、Aの父親が来校し、

(2) 午後4時30分、Aの父親から電話があり、

(3) 午後5時30分、本部会議及び2年の合同会議を開催し、Aの父親が来校した様子及び電話してきた様子を伝えた。(～午後6時05分)

(4) 午後6時20分、本部会議が開催され、Cの両親が持参した質問事項、要望事項に対する回答案を検討し、11月14日に協力者会議を、11月中に支援会議を開催すること等を議題とした。(～午後7時25分)

(5) 午後7時30分、市教育委員会の課長補佐が来校し、開示請求に関する状況を話した。(～午後9時)

31 11月10日(木)

(1) 午前10時、市教育委員会のA指導主事から電話があり、Aの父親が市教育委員会に行き、

(2) 午後5時20分、本部会議が開催され、前日の課長補佐からの情報やAの父親が市教育委員会へ行って話した内容、

が報告された。  
また、今後しなければならないこと（資料の準備）を確認した。（～午後7時）

(3) 午後7時、PTA実行委員会が開催され、PTA懇談会の持ち方などが協議された。（～午後7時）

(4) 午後10時、再度本部会議が開催された。（～11日午前0時30分）

(5) 午後11時15分、課長、課長補佐、A副参事、B副参事が来校し、本部会議と並行して開示資料のチェックなどをした。（～11日午前0時20分）

(6) Eから聴き取りを行った。

### 32 11月11日（金）

(1) 午前、市教育委員会と開示資料の訂正版についてやりとりをした。

(2) 午後、

このことはB教頭に報告された。

(3) 午後6時、担任、教員O、教員HがA宅にお参りに行った。別室で、両親とアンケートやE、Fに頼るしかないなどと話した。

(4) Bの保護者、Cの保護者に生徒指導主事から電話をし、情報開示については、市教育委員会に前向きに検討してもらっていることを伝えた。

(5) Bの母親から電話があり、

### 33 11月12日（土）

特になし。

### 34 11月13日（日）

特になし。

### 35 11月14日（月）

(1) 4校時、市教育委員会の課長補佐が来校した。

(2) 午後7時45分、Bの母親が来校し、今日教室に置いてあった荷物を取りに来た。

(3) 午後7時、学校協力者会議が実施され、学校から経過説明を行い、質疑応答がなされた。質疑応答の中では、PTAに対してきめ細やかな情報を流す必要があること、協力者会議のメンバーが外に発信する必要があることなどの意見が出た。市教育委員会からはA副参事が出席した。（～午後9時）

(4) 午後9時40分、本部会議が開催され、協力者会議の様子が報告され、次回の支援会議が11月30日に開かれることが伝えられた。また、2年の学年部会から、C、B、Dの復帰に向けての話などが話された。（～午後10時20分）

### 36 11月15日（火）

(1) 午前9時20分、

(2) 夕方、

(3) 夕方、

### 37 11月16日（水）

(1) 午前9時、学校から話したいことがあると伝えていたため、Aの父親が来校し、校長、教頭2名が対応した。内容は、①PTA懇談会の計画、②Aの父親作成の時系列の訂正、③B、C、Dの保護者への資料開示（背景調査アンケート結果）について、④Aの机でトランプをしていたことについて、話をした。その中で、転落死といじめ

との因果関係は判断できないと校長から説明がなされた際、  
また、時系列の訂正の箇所、10月5日の「いじめられていることは嫌だった。」という部分については、「今日は嫌だった。」と訂正する旨学校が指摘すると、Aの父親は、

(2) 午前10時30分、Aの出身小学校の協力者会議が開催され、校長が出席した。  
(～午後0時)

(3) 午前10時30分、県のスクールサポートチームが来校した。(～午前11時過ぎ)

(4) 午後4時45分、担任がC宅を家庭訪問した。CとDが在宅しており、笑顔で話げできた。

(5) 午後5時、本部会議が開催された。(～午後6時30分)

(6) 午後6時30分、PTAの方(B氏)が来校した。

(7) 午後6時30分、アンケート原本やコピーなどを文書ファイルに綴じる整理をした。(～午後10時)

(8) 午後10時、本部会議が開催され、C宅の家庭訪問の様子などが報告された。  
(～午後11時40分)

### 38 11月17日(木)

(1) 午後2時、  
(～午後2時15分)

(2) 午後2時15分、市教育委員会のA指導主事から電話があり、問題行動報告書、事故報告書、事故後加害側の生徒に対してどういう対応をしているかの3点について至急報告することの指示がなされた。

(3) 午後8時30分、検討委員会が開催された。新メンバー4人が加わった。B、C、Dの今の状況などが話された。(～午後11時15分)

### 39 11月18日(金)

(1) 午後0時、A議員が来校し、校長、A教頭が対応し、経過説明をした。(～午後1時15分)

(2) 午後2時、B議員が来校し、校長、A教頭が対応し、経過説明をした。(～午後3時)

(3) 午後6時10分、臨時職員会議が開催され、経過説明、遺族の様子、B、C、D及び保護者の様子などが報告され、また、復帰プログラム、当面の課題、長期的な展望について話し合われた。(～午後9時15分)

(4) 午後10時、管理職と2年学年主任会議が開催され、(暴行があったのが)10月3日か4日かの話をした。(～午後10時45分)

### 40 11月19日(土)

特になし。

### 41 11月20日(日)

特になし。

### 42 11月21日(月)

(1) 午前11時、校長が県教育委員会学校教育課を訪問し、主席参事、指導主事に事故のその後の状況について報告した。

(2) 午後4時30分、検討委員会が開催され、情報の集約と整理などをした。(～午後7時15分)

(3) 午後7時40分、Bの母親から  
電話連絡があった。

(4) 午後7時30分、担任からの聴き取り内容を生徒指導主事、教員Lが報告した。その内容は、①いじめ行為はいつから把握していたかについては、10月5日から、

②いじめの予見はいつからかについては、9月の終わりごろ、BがAの後ろから羽交い締めをしていたところをはがし、自分がBに同じことをしたとき、Aがやられるんじゃないかと思った、③いじめを防ぐ指導については、特になし、④自死の徴候については、特にAの状況からはない、転落の時、家で何かあったに違いないと思った、週一回のペースで放課後にAを残して聴いていた、その際家のことをいろいろ言っていたから、などということであった。(～午後9時)

(5)午後8時、校長、教頭2名が市役所を訪問し、市教育委員会の課長、課長補佐、A副参事、B副参事、A指導主事と情報交換をした。(～午後9時05分)

#### 43 11月22日(火)

(1) [REDACTED]

(2)午後5時20分、検討委員会が開催され、いじめと自死との因果関係については、「判断できない」の姿勢を貫くこと、10月4日の様子については、養護教諭の聴き取りも含めて確認が必要であることなどが話し合われた。(～午後6時10分)

(3)午後6時30分、Aの学区内の子ども安全推進会議(防犯見守り隊)に、校長及び教頭2名が参加し、事件の概要を報告した。

(4)午後7時40分、市教育委員会の課長補佐が来校し、10月3日、4日の様子の確認、いじめられているという生徒からの訴えの時期について、因果関係については法的判断なので学校では判断できない、学校は一人の命をなくしたということ(事実)を大きく受け止め、因果関係があってもなくても真摯に受け止めているということ、背景調査アンケートについての臨床心理士による分析を口述でまとめて、臨床心理士の了解を得ることなどが伝えられた。(～午後9時10分)

(5)午後9時20分、管理職会議(生徒指導主事、学年主任、教員L同席)が開催され、担任や養護教諭の聴き取り内容の報告がなされた。(～午後10時)

#### 44 11月23日(水・祝)

(1)時系列記録を作成した。

(2)背景調査アンケート結果の臨床心理士によるまとめについて、スーパーバイザ

ーAと連絡をとった。

#### 45 11月24日(木)

(1)午後2時、管理職会議が開催され、Aの父親から届いたPTA及び学校への意見、要望について協議し、背景調査アンケート結果を基に何があったのかという事実を保護者に正確に伝えて欲しいという点については伝える、因果関係については学校で判断できない、個人的意見は差し控えたいと回答することとした。

(2)午後3時、Aの父親、生徒の保護者7名が来校し、校長及び教頭2名で対応した。内容は、11月1日以降の説明がなされており、教員がどう動いているのか見えにくい、いじめと自死との因果関係については、一般的に一要因であるだろうという認識であたっていかなければならないといった意見などが出された。(～午後5時30分)

(3)午後5時、校長と教員Lが地域関係者宅を訪れた。

(4)午後7時、PTA会議が開かれた。(～午後9時)

(5)午後9時15分、検討委員会が開催され、Aの父親、保護者来校の様子について報告がなされ、また、翌日のBからの聴き取りについて話がなされた。(～午後11時05分)

#### 46 11月25日(金)

(1)児童生徒の自殺等に関する実態調査について、校長が、市教育委員会へ文書で報告した。

(2)午後2時、Bが母親と共に来校し、B及び母親からの聴き取りがなされた。担任、教員Mが本人を担当した。(～午後3時15分)

(3)午後6時、PTAの方(B氏)が来校し、校長、教頭2名が対応した。PTA学年懇談会の運営の件などを話した。

(4)午後7時、PTA役員会が開催された。(～午後9時)

(5)午後9時、検討委員会が開催され、PTA学年懇談会運営の件が話された。

(6) 担任, その後教員PがPTA学年懇談会の案内の件でC宅を家庭訪問した。

(7) 午後10時, 校長, A教頭が市教育委員会と, PTA学年懇談会運営の件で協議をした。(～26日午前0時)

#### 47 11月26日(土)

(1) Aの父親よりメールが来た。

#### 48 11月27日(日)

(1) 午前10時, 校長, A教頭が, PTA学年懇談会の案内の遅延の件でC宅を訪問するが, 両親は不在であった。CとDがいたので, 謝罪にきた旨を伝言して帰った。

(2) 午後2時, 校長, A教頭が地域関係者宅を訪問した。

(3) 午後5時, 校長, 教頭2名, 学年主任, 担任, 教員H, 教員IがA宅を訪問(忌明け)し, 両親と面談した。

#### 49 11月28日(月)

(1) 午前10時, B教頭が, Aの父親への返信文の作成を, 市教育委員会と電話とメールで打ち合わせをしながら作成した。

(2) 午前10時, 教頭2名が, PTA学年懇談会の案内の遅延を謝罪するため, C宅及びB宅を訪問するが, 不在のため面談できなかった。

(3) 午前11時, 校長が地域関係者を回って, 面談し, 状況を説明した。

(4) 午後7時, PTA学年懇談会3学年の学年懇談会が開催された。PTA46名の参加者, 市教育委員会からはB副参事, A指導主事が出席した。学校からの経緯等の報告, 質疑応答があった。(～午後9時)

(5) 午後9時, 地域関係者との協議があり, 2学年の学年懇談会の持ち方などについて, 校長, A教頭が地域関係者と協議をした。

(6) 2学年の学年懇談会について, B宅, C宅, D宅に電話連絡をした。

#### 50 11月29日(火)

(1) 午前10時, B教頭が, Aの父親への返信文を, 市教育委員会と電話とメールで打ち合わせをしながら作成した。(～30日午前0時)

(2) 午後1時, 校園長会議が市役所で開催され, 校長が出席した。

(3) 放課後, スクールカウンセラーAによる

(4) 午後7時, PTA1学年の学校懇談会が開催された。PTA60名の参加者, 市教育委員会からはB副参事, A指導主事が出席した。学校からの経緯等の報告, 質疑応答があった(～午後9時)

(5) 午後9時20分, PTA役員による集約・反省会が開催され, 校長, 教頭2名が出席した。2学年の学年懇談会の持ち方等について検討した。(～午後9時40分)

(6) 午後10時, 検討委員会が開催され, 1学年の学年懇談会の集約と反省, 2学年の学年懇談会の持ち方などについて, 話し合われた。

#### 51 11月30日(水)

(1) 午前9時, B教頭が, Aの父親への返信文について, 市教育委員会との間で電話とメールで打ち合わせをしながら作成した。

(2) 午後3時, 職員会議が開催され, 現在の課題, 経過説明がなされた。(～午後5時)

(3) 午後6時, C宅へ家庭訪問するものの, 母親が不在で面会できなかった。

(4) 午後7時, 支援会議が開催され, 校長, 教頭2名が出席した。結論として, 学校は親, 子どもに対して厳しさをもち, 今まで取り組んできたことを積極的に説明する, 遠慮なく努力したことを伝えることになった。

#### 52 12月1日(木)

(1) 午前10時, 県のスクールサポートチームが来校し, その後の状況について, 校長, A教頭, 生徒指導主事が対応した。

(2) 午後1時、校区内の小学校協力者会議が開催され、校長が出席して、概要を報告した。

(3) 午後7時、2学年の学年懇談会が開催された。学校からの経緯等の報告、質疑応答があった。参加した保護者からは、Aの父親とBの父親の意見は分かったが、ここで繰り返して欲しくない、11月1日の時の話と平行線のままだといった感想も出た。(～午後10時)

(4) 午後10時、PTAの方(B氏)と今後のPTA学年懇談会活動などについて、校長、A教頭が協議した。

(5) 午後11時、市教育委員会のB副参事と校長、教頭2名が、今後のPTA学年懇談会活動などについて協議をした。

#### 53 12月2日(金)

(1) 午前9時20分、Dの母親から電話があり、B教頭が対応した。[REDACTED]

(2) 午前9時30分、Aの父親が来校し、校長、教頭2名が対応した。[REDACTED]  
[REDACTED] (～午前9時30分)

(3) 午後8時、検討委員会が開催された。PTA学年懇談会の集約、今日の動きなどについて話し合われた。

(4) 午後10時、市教育委員会において、校長、教頭2名が市教育委員会と議会質問の件について協議した。

#### 54 12月3日(土)

特になし。

#### 55 12月4日(日)

(1) 午後2時、校長が市教育委員会と議会質問の件(生徒会、生徒指導体制、人権教育体制についての具体的対策など)について協議した。

#### 56 12月5日(月)

(1) 午後6時40分、地域関係者に対して、校長、A教頭が連絡した。

(2) 午後6時50分、Bの母親から、[REDACTED]  
[REDACTED]電話で連絡があった。

(3) 午後7時、担任からCに対して電話連絡をし、Cの母親と話した。

(4) 午後7時30分、地域関係者に対して、校長、教員Lが連絡した。

(5) 午後8時30分、学年主任と教員DがD宅を家庭訪問した。[REDACTED]  
[REDACTED]

#### 57 12月6日(火)

(1) Cの母親から、事件概要は封書で願いたいと電話連絡があった。

#### 58 12月7日(水)

(1) 地域関係者への連絡をA教頭と教員Lが行った。

(2) 午前11時10分、市教育委員会の課長補佐から電話があった。Aの父親が来て、[REDACTED]  
[REDACTED]

(3) 午後4時20分、Eの母親が来校し、B教頭、生徒指導主事、担任が対応した。  
[REDACTED]  
[REDACTED]

(4) 午後5時20分、地域関係者への連絡を校長と教員Lが行った。

(5) 午後7時、Dの母親が来校し、学年主任、教員Gが対応した。事件概要及びアンケート結果集計の閲覧について話をした。

(6) 午後9時、検討委員会が開催され、今までの状況について報告、検討がなされた。(～午後10時30分)

#### 59 12月8日(木)

(1) 午後3時、生徒指導連絡会議(プロジェクト会議)が開催され、事案の概要及び現状について報告がされた。

(2) 午後5時、県のスクールサポートチームが来校し、校長、教頭2名、生徒指導主事が対応した。12月1日にAの父親が大津署生活安全課へ被害届について相談に行ったことなどが話された。

(3) 午後8時20分、市教育委員会の課長補佐、A指導主事が来校し、校長、教頭2名で対応した。その際、12月7日にAの父親が市教育委員会へ来所したときの状況等話し、その他協議をした。

#### 60 12月9日(金)

(1) 午後0時20分、Cの母親から学校に電話があり、

(2) 午後1時25分、市教育委員会のA指導主事より電話があり、B教頭が対応した。Aの父親から保護者から連絡があったことなどが話された。

(3) 午後2時、Cの母親から担任に電話があり、

(4) 午後3時30分、市教育委員会のA指導主事から電話があり、B教頭が対応し、9月から担任が何回じゃれ合いを見ていたのかについて、4、5回と回答した。

(5) 市教育委員会の課長補佐から電話があり、A教頭が対応し、Aの父親に渡した資料をメールで送付するように指示があった。

(6) 午後3時40分、市教育委員会のA指導主事から電話があり、B教頭が対応し

た。10月5日の件について、トイレの周りにいた生徒に詳しい事実確認をしたか否かの質問があり、していない旨回答した。

(7) 午後6時40分、担任がBの母親へ電話をした。

(8) 教員DからD本人、母親に電話をし、本人に対して教科書などを家に持って行くかと話したところ、

#### 61 12月10日(土)

(1) Cの母親から、

#### 62 12月11日(日)

(1) 午後6時、担任と教員Mが、A宅に月参りに行き、Aの母親が対応した。(～午後7時20分)

#### 63 12月12日(月)

(1) A教頭が、電話を入れた。

(2) 午後2時30分、検討委員会が開催された。(～午後6時)

(3) 午後6時20分、校長、教員Lが、について、地域関係者に連絡をした。

(4) 午後8時、A教頭からAの父親へ、

(5) 午後8時40分、Aの父親から、

メールが送信されてきた。

(6) 市教育委員会のA指導主事から電話があり、この件の原因を究明する必要があるのではないか、これ以上の調査はしないのか、表層的な対応であって深層心理に到達がなかったのではないか、スクールカウンセラーの活用が必要ではないか、いじめ

は見つけにくいのでいじめ対策室というような専門的にそれが取り扱えるような場が必要ではないか(部署の設置)、時系列の中で不自然さを感じる、家庭背景がもっと大きな要因ではないという声が出て来ている、いじめと言うだけで追及するのではなく、という内容を心配しているということを話した。

#### 64 12月13日(火)

(1) 午前10時、市役所で、市教育委員会学校教育課が主催する「いじめの未然防止、早期発見の取組について」(講師、県教育委員会主査)という生徒指導に関わる管理職研修が行われ、校長が出席した。

(2) 教育厚生常任委員会が開催された。

(3) 校長、A教頭、教員Gが、地域関係者に、[REDACTED]について連絡をした。

#### 65 12月14日(水)

(1) 午前11時20分、PTAの方(B氏)が来校し、校長、教頭2名が対応した。[REDACTED]について話をした。(～午後0時15分)

(2) A教頭と教員Iが、地域関係者に連絡をした。

(3) 午後4時30分、市教育委員会のA副参事が来校し、教育厚生常任委員会の様子を話した。その中で、当初から家庭原因も(ある)という考えを示す人もいたということなどの話が出た。(～午後5時30分)

(4) 教員DからD宅へ電話をした。その会話の中で、[REDACTED]

(5) 午後9時、Cの母親が来校し、教員Pが対応した。[REDACTED]

#### 66 12月16日(金)

(1) 担任、生徒指導主事が、B宅を家庭訪問したところ、本人は不在だったので、母親と話した。その中で、[REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]

(2) 教員D、教員Gが、手紙を渡すためにD宅を家庭訪問したものの、母親は不在で、本人が電話対応をしてポストに入れておいてというので、ポストに入れる。その後、母親に電話連絡をして、手紙をポストに入れたことを伝えた。

(3) 市教育委員会のA指導主事が来校し、B教頭が対応した。[REDACTED]

#### 67 12月17日(土)

(1) 午後1時30分、市のPTA大会が開催された。校長が出席をした。10月11日の本件についてその中で触れた。

#### 68 12月18日(日)

特になし。

#### 69 12月19日(月)

(1) 午前9時、市教育委員会の課長補佐から電話があり、学校を訪問する人権擁護委員、人権擁護課の課員について連絡があった。

(2) 午前9時25分、人権擁護委員、人権擁護課長、同係長が来校し、校長、教頭2名が対応した。その会話の中で、[REDACTED] Aの父親からの要求内容は、[REDACTED] 学校は、事実整理の資料と背景調査のまとめを渡した。

(3) 午後4時55分、担任が、Cの父親に電話連絡をしたところ、[REDACTED]

(4) 校区内の小学校協力者会議が開催され、校長、教員Kが出席した。

#### 70 12月20日(火)

(1) 午後1時30分、検討委員会が開催された。12月2日以降の経過と今後の対応について話がされた。



(1) 午後7時25分、集約会議を行う。  
担任、教員Hが月命日でA宅を訪問した。

## 80 1月13日(金)

(1) 午前10時55分、Dの父親から学校に対し、教室に戻るために話をすることについて、本人とだけ話をするのは困るので、父親と一緒にいくと電話連絡があった。

(2) 午前11時、校長、教頭2名、学年主任、教員Dが、D及び父親に話す内容(この数ヶ月どのようにしてきたのか、今の気持ち、行為に対する学校の説明など)について話し合った。

## 2節 市教育委員会の対応について

「教育委員会は当該地方公共団体における教育事務をほぼ包括的に担当し、その職務権限は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法)に定められており、概ね次のように整理できる。①学校その他の教育機関の設置管理、②教育財産の管理、③教育委員会及び教育機関の職員の人事、④学校教育に関する事項(学齢児童生徒の就学、児童生徒幼児の入学・転学・退学、学校の組織編制・教育課程、学習指導・生徒指導・職業指導、教科書・その他の教材、施設設備、校長・教員等の研修、保健・安全・厚生・福利、環境衛生、学校給食)、社会教育及びスポーツ、⑤文化財保護、⑥ユネスコ活動、⑧教育に関する法人に関する事務、⑨教育に関する調査統計、⑩広報及び教育行政相談、⑪その他の教育事務。これらの教育事務の管理執行にあたって、教育委員会は国・都道府県からの自主性・自律性(教育の地方自治)のみならず、当該地方公共団体の首長からの独立性(教育行政の一般行政からの独立)も保障されなければならない(中嶋哲彦「教育委員会の現状と課題」平原春好編『概説教育行政法』2009年)。

天津市教育委員会は、教育長1名、教育部長1名、教育部次長2名、管理監2名及び6つの課によって構成されている。課は、教育総務課、学校教育課、学校保健体育課、生涯学習課、市民スポーツ課、文化財保護課がある。

本件自死に対応した課は、学校教育課であった。

学校教育課は、課長1名、幼児教育指導監1名、参事1名、課長補佐1名、副参事3名、主査1名及び4つの係によって構成されている。

本件自死に対応した係は、指導係であった。

## 0 いじめ自死事故に対する市教育委員会の事前対応(10月11日以前)

市教育委員会がとった事前対応は、次のとおりである。

平成23年6月1日、文部科学省初等中等教育局長から、各都道府県教育委員会教育長宛に、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」と題する通知が送付された。これを受けて、平成23年6月6日、滋賀県教育委員会事務局学校教育課長は、各市町教育委員会教育長宛に、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(通知)」と題する通知書(以下「本件通知」という)が送付された。天津市教育委員会学校教育課も、同年6月10日に受け取っている。

本件通知の添付書類として送付された書類には、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議が作成した「平成22年度児童生徒の自殺防止に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」が添付されているところ、その添付資料である「子どもの自殺の起きたときの調査の指針(案)」には、初期調査の重要性が説かれているとともに、平常時の供えとして、「学校及び教育委員会は、『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』と指針を参考に、事後対応と初期調査ができるように、平常時より備えて下さい。」と指摘されている。しかしながら、市教育委員会は、本件事件の前に、子どもの自死が起きたとき、誰がどのようなことを担当するなどといった役割分担を決めていなかった。また、市教育委員会で、研究会や検討を組織的に開催したことはなく、A指導主事が個人的に外部の勉強会に参加する程度であった。

以下の項では、市教育委員会の事後対応に関わる事実を挙げていく。

## 1 10月11日(火)

(1) 午前9時、学校から市教育委員会に対し、本件中学校のAが自宅マンション4階から転落し、Aは救急で病院に搬送された旨の報告があった。A指導主事が本件中学校に向かおうとしていた午前9時16分に、Aが死亡したとの報告が市教育委員会宛にあった。

(2) A指導主事は午前9時25分、本件学校に到着した。市教育委員会の中では明確に役割分担ができていたわけではなかったが、課長補佐が陣頭指揮をとり、課長補佐か課長かの指示でA指導主事が本件を担当することになった。

(3) A指導主事は、本件学校に到着後、事情の聴き取りをはじめたところ、すぐに大津署の警察官が学校を訪れ、校長、教頭2名、学年主任、養護教諭から聴き取りを始めた。そのため、A指導主事は、事情の聴き取りを中断し、警察官による聴き取りを横で聴いていた。警察官はAがどんな子であったか、家庭と学校はどのようなやり



が主体的に自死の背景調査をしたり、学校の事実調査の手助けをしたりといった考えには至っていない。

(4) A指導主事が上記内容を課長補佐らに報告しても、課長補佐や課長、教育長から「いじめが疑われるから調査するように」といった指示や連絡はしていない。

(5) 午後5時52分頃、A指導主事が県教育委員会の主査に対して、10月19日までの1週間、スクールカウンセラーを常駐させ、13日、14日、17日には補充するよう要請した。

(6) A指導主事は、午後7時学校を出た。

### 3 10月13日(木)

(1) 午前10時頃、Aの父親がC指導主事に対して、

(2) 午前11時50分、県教育委員会の主査からA指導主事に対して、スクールカウンセラーの派遣について電話連絡があった。県教育委員会との電話後、A指導主事は本件中学校の教員Kに対して県教育委員会からの回答を伝えた。

(3) 午後1時6分、Aの父親が来庁し、A指導主事、C指導主事が対応する(午後3時10分終了)。

Aの父親は

これに対し、A指導主事、C指導主事は、「事実調査については市教育委員会も連携し、学校ができる精一杯をする。」旨回答した。A指導主事、C指導主事は学校がアンケート調査をすることをこの時初めて知った。そのうえで、「アンケートの実施時期は1日、1週間でも早くとの思いは伝える。事実確認とともに、次の被害者を出

さないことが大切。生徒の状況も踏まえて実施することが必要である。自死の要因はひとつではないし結論づけられない。これまでの家庭背景、本人の状況をお伺いすることもある、そのうえで自死に至るまでの経緯を明らかにすべきと考える。」旨回答した。

(4) 午後4時、A指導主事、課長補佐、課長、教育部長は、遺族の態度が一転し、学校は今後アンケート調査を実施する予定である旨教育長に報告した。

(5) 午後5時、A指導主事が学校を訪れ、校長、教頭2名、生徒指導主事と面会した(午後5時40分まで)。A指導主事は、学校の方針、すなわちアンケート調査を実施すること、全体保護者会には実施しないことを確認した。全体保護者会を実施しない理由は「話が違うところへいく危険性がある。」とのことであった。

(6) 午後8時、A指導主事が県教育委員会に対して、専門家の派遣依頼について要請したところ、14日に弁護士が対応可とのことであった(14日午前10時30分～午後12時)。そのため、午後8時30分、アンケートの様式、実施日その他対応のポイントについて相談が可能であることをA指導主事が校長に報告した。

### 4 10月14日(金)

(1) 午前10時30分、A指導主事及び校長が県庁に到着した。A指導主事及び校長は、県学校教育課の首席主事、主査に経過及び相談内容を報告した。

(2) 午前11時5分、弁護士が県庁に到着した。A指導主事、校長が相談を開始した(～午後0時5分)。

A指導主事及び校長は、弁護士に対し、①趣意書及びアンケートの内容、②アンケートの実施時期、③実施後の展開(集約・分析・開示)、④集約時の助言の依頼、⑤市教育委員会の市議会対応の注意点、⑥その他の各項目を相談した。

弁護士からの助言をまとめたA指導主事作成の書類によると、趣意書及びアンケートの内容についての項に以下のような記載がある。

①一部訂正。基本的には問題なし。

訂正部/これらの情報を総合的に分析・判断し、結果をまとめていきたい…。

(アンケート集約結果/結論)

ステップ1「事実」確定→○

ステップ2「いじめ」認定→○「ここまでのライン」認める方向で、

ステップ3「因果関係」認定→×「認めない」



## 7 10月18日(火)

(1) 午後9時、校長が市教育委員会に来庁し、A指導主事が対応した。校長は、地域関係者による特別調査委員会を設置したいとの意向を示した。

校長が検討していた構成メンバーは、全員で6名で、学校協力者会議メンバー(学校評価委員)からとして、各学区から(自治連合会長他)1名ずつ、学識経験者1名、保護者代表(P.T.A副会長)1名とする。調査結果に対する透明性を高めたい、場合によっては市教育委員会の出席を依頼するとの意向であった。

(2) 午後、A指導主事、課長補佐、課長で教育長に対し、校長が特別調査委員会を設置したい旨を述べていることを報告した。

(3) 午後3時、県教育委員会の主査より連絡があり、特別調査委員会を設置することはよいでしょうと弁護士が言っている旨報告があった。

(4) 午後5時、A指導主事が、教育長に教育厚生常任委員会における配布ペーパー及びQ&Aの確認について報告した。

(5) 午後8時30分、A指導主事とA副参事が、学校を訪れ、教頭2名、学年主任立ち会いの下、担任から、Aの4月以降の指導経過について聴き取りを行った。(～午後10時)。

(6) 午後10時、A指導主事が、校長及び教頭2名とともに、教育厚生常任委員会の準備として、ペーパー等の確認及び現時点で認識していることの確認を行った。

(7) 午後11時、A指導主事は、県教育委員会の主査に報告をした。

## 8 10月19日(水)

(1) 午後9時40分、A指導主事が、教育長に教育厚生常任委員会における配布ペーパー及びQ&Aの内容を確認した。

(2) 午後3時、教育厚生常任委員会が開催された(～午後3時43分)。委員から、市教育委員会の問題点として、次のような質問が出された。

- ① 学校と市教育委員会が情報を共有されていないこと(一元化の拙さ)  
校長がいじめは把握していないと発言したが、事実調査が進行している中、客観的事実もない状況で、何故いじめは把握していないということがいえる

のか。市教育委員会と学校との情報管理、情報の一元化の問題が指摘された。

- ② 市議会に対する報告の拙さ  
情報が報道機関に先に流れて、その後に常任委員会に上がってくるという組織的な姿勢が指摘された。(同4頁)

(3) 午後4時、課長補佐とA指導主事が、マスコミからの取材に対応した。

(4) 午後6時、A指導主事は、県教育委員会の主査に、教育厚生常任委員会についての報告をした。

(5) 午後7時、課長補佐とA指導主事が、マスコミからの取材に対応した。

(6) 午後8時、A副参事とA指導主事が、学校を訪れ、教育厚生常任委員会の内容について報告するとともに、マスコミ対応について説明をした。

## 9 10月20日(木)

(1) 午後2時、Aの父親が来庁し、B副参事、A指導主事が対応した(～午後3時)。

(2) 午後7時6分、A指導主事とA副参事が学校訪問し、父親へどのような資料を提供するか等、情報をどのように管理していくかについて話をした。

(3) 午後10時、A指導主事は、県教育委員会の主査に、10月24日に弁護士に相談に行くことを報告した。

## 10 10月21日(金)

(1) 午前9時、A指導主事は、弁護士に電話を入れ、10月24日午前9時に市教育委員会が相談に行くこと、午前11時から校長を含めて相談をすることを伝えた。

(2) 午後1時、課長補佐とA指導主事が学校を訪問し、現状と今後の対応の方向性について確認した。11月1日に全校集会を開催し、学校保護者会を実施するとの報告を受けた。

(3) 午後5時、教育長協議にて、今後の流れ、11月1日の全校集会、学校保護者会実施について報告した。

11 10月22日(土), 10月23日(日)

休み

12 10月24日(月)

(1) 午前9時～午前10時10分, 課長補佐とA指導主事が, 弁護士に相談し, 午前11時から, 校長が加わった(～12時20分)。

相談結果については, 「大津市立中学校 転落事案について(●●弁護士相談結果)」という表題の書面にまとめられているところ, それによると, 相談内容は, 「今回の対応の総括について」, 「因果関係について」, 「訴訟対応について」, 「その他」, 「学校対応について」, 「市教育委員会対応について」の各項目がある。結果として, 「今回の対応の総括について」は, 親しい人間関係の中で起こっていることであり, 出て来た事実について加害生徒との食い違いはあるが, 全体として評価したときに, 立場の互換性がないことから「いじめ」の構図があったと認めざるを得ない。「因果関係について」は, 因果関係については申し上げられる立場にない, 評価に関わる問題なので意見や感想を申し上げる立場にない。理解して欲しいという対応であった。「訴訟対応について」は, ①他の意図も考えられる。因果関係はない。安全配慮義務違反はない。②安全配慮義務違反があった(予見できた)。因果関係はない。③安全配慮義務違反があった。因果関係があった。と3通りが考えられるところ, ①ないし③にはそれぞれ→が付いており, その先には①に○印の記載が, ②, ③には×印の記載がある。(なお, 本調査委員会に提出されている書面には, 「市としては①になるのでしょう」との手書きの記載がある。。「学校対応について」は, どの段階で「学校対応」の一定の区切りが付いていくのかという点に対して, 現在の見通しで○。「学校」としての対応は一旦区切りとし, 「平常の生活」に戻る。後は訴訟になるなら早くその対応になる方がよい, という回答であった。「市教育委員会対応について」は, 学校保護者会(報告)への市教育委員会の参加の有無については, 出なくてよいのでは。状況により必要が生じれば判断するという回答であった。

(2) 午後2時40分, 課長補佐とA指導主事がマスコミの取材に対応した。

(3) 午後5時25分, A指導主事は, 部長, 次長2名, 課長, 課長補佐, A副参事が同席のもと, 教育長に, 弁護士相談の結果, 及び, 今後の対応について報告した。

(4) 午後5時45分, A指導主事は, 弁護士に電話で, Aが作成している[ ]いじめ認定に影響しないかを相談した。弁護士からは, 影響しないとの回答を受けた。

(5) 午後7時15分, スーパーバイザーAからA指導主事に電話で報告があり, A

ンケートの集計確認から, Aは友人関係がエスカレートし, 相談ができなかった旨の報告を受けた。

(6) 午後8時23分, A副参事とA指導主事は学校を訪れ, 校長, 教頭2名と会い, 弁護士との相談内容及びAの父親の来校状況の確認を行った。

(7) 午後9時40分, A指導主事は, 県教育委員会の主査に経過報告をした。

13 10月25日(火)

(1) 午後3時, A指導主事が校長へ次の事項を連絡した。

- ① 今日の報告については, 地域支援会議が終了次第電話で一報を入れて欲しい
- ② 課外学習にスクールカウンセラーを引率することは認めない。そもそも1月2日に課外学習を実施することが問題である。  
(以下略)

(2) 午後4時25分, 校長からA指導主事へ電話連絡があり, 上記②については, 加害生徒の動向を考慮して判断するという内容であった。

(3) 午後9時45分, 校長からA指導主事へ電話連絡があった。

校長からは, 地域支援会議が終了したこと, B本人の聴き取りを行い, 父親が連れて来たという報告があった。A指導主事は, 校外学習については中止の方向で再考するように指示し, 教育長からも同様の話があることを伝えた。

14 10月26日(水)

(1) 午前9時50分, A副参事とA指導主事が学校を訪問し, 昨日の経過(加害生徒の事実確認及び地域支援会議の状況)について, 話を聞いた。

(2) 午後2時30分, Dの母親から市教育委員会へ電話があり, [ ]であった。(～午後3時30分)

(3) 午後5時25分, 校長へ電話連絡をし, Dの母親からの話の内容を報告した。

(4) 午後6時, A指導主事が, 県教育委員会の主査に現状を報告した。

(5) 午後6時20分、教育長との協議を行い、学校からの報告、今後の対応について話し合った。(～午後8時40分)

(6) 午後9時20分、学校教育課内で協議をし、役割分担を決めた。

(7) この日、学校が、B、Dが認めた行為についていじめと判断したとことを市教育委員会に伝えたところ、市教育委員会もこれを認めた。

#### 15 10月27日(木)

(1) 午前11時、教育長との協議が行われ、日程の確認、弁護士への相談内容を確認した。

(2) 午後2時、県教育委員会の指導主事が市教育委員会に来庁し、B、C、Dの母親が午前10時10分から午後0時30分までの間、県庁に来庁したことを伝えた。(～午後3時30分)

(3) 午後5時30分～午後6時30分、次長、A指導主事が弁護士に相談した。弁護士からの回答は、「法律的な面からは、伝聞等を除き学校の調査から認定できると思われる事実を前提にすると、親しい友人関係の中で発生していることであり、また、実際に、当事者の気持ちの中に、互いに人間関係を求め、また、遊び的な気持ちが存在したとしても、行為の内容やその継続性、立場の互換性がほとんどないことから、「一定の人間関係にある者から心理的・物理的攻撃を受けることにより精神的苦痛を感じている」という、文部科学省のいじめの定義にあてはまるものと思われる。ただ、死に至ったこととの因果関係については、様々な要因を総合的にみる必要があるので、現時点では意見を述べることは難しい。」というものであった。

なお、弁護士が参考にした資料は、市教育委員会がまとめた生徒のアンケート結果及びアンケートの現物であるところ、アンケートの現物については、相談時に拾い読みをする程度であった。

(4) 午後8時25分、A指導主事が、県教育委員会の主査に現状報告をした。

(5) 午後8時30分、教育長と弁護士相談の結果及び保護者会での説明事項について協議をした。(～午後10時30分)

この日、学校が、Cが認めた行為についていじめと判断したとことを市教育委員会に伝えたところ、市教育委員会もこれを認めた。

#### 16 10月28日(金)

(1) 午後6時30分、教育長と保護者会での説明事項、教育厚生常任委員会までの流れについて、マスコミへの対応について協議をした。(～午後8時30分)

#### 17 10月29日(土)

(1) 午後1時、教育長協議があり、学校で行われた事実確認事項、保護者会での説明事項及びQ&A等について、教育厚生常任委員会での資料等について協議をした。(～午後5時30分)

(2) 午後6時30分、A副参事とA指導主事が学校を訪問し、事実確認を行った事項について、さらなる確認を指示した。

#### 18 10月30日(日)

(1) 午後6時、教育長協議があり、学校で行われた事実確認事項、保護者会での説明事項及びQ&A等について、教育厚生常任委員会での資料等について協議をした。(～午後11時30分)

#### 19 10月31日(月)

(1) 午前9時、A副参事とA指導主事は、弁護士に相談した。(～午前9時40分)  
相談内容は、教育厚生常任委員会資料について、同委員会での説明事項及びQ&Aについて行ったところ、弁護士からは、学校や担任の行ったことはしっかりと丁寧に説明することを助言された。その際、このことに関わって、弁護士個人名は伏せて欲しい旨依頼を受けた。

(2) 午前11時、Dの母親から市教育委員会へ電話があった。  
[REDACTED]

(3) 午後2時、教育委員勉強会が開催された。教育委員5名に対して、部長、次長2名、学校教育課長、課長補佐、副参事2名が出席して、本件について、教育厚生常任委員会で使用予定の資料に基づき事務局から説明がなされ、各委員から質問・意見・感想が述べられた。(～午後2時40分)

(4) 午後6時、教育長協議が開催された。部長、次長2名、課長、課員、総務部総務課の課長他法規担当者4名が出席し、教育厚生常任委員会資料について、同委員会での説明事項について、プレス対応について、今後の対応(弁護士対応も含む)につ

いて協議した。(～午後8時30分)

(5) 午後11時、課内協議が開催された。教育長協議を受けて、諸事情の整理、確認をした。(ないし11月1日午前0時)

## 20 11月1日(火)

(1) 午後2時30分、A指導主事が弁護士に電話相談をした。

質問は、家庭のことについての質問が議会やマスコミから出た場合に、どのように回答するかというものであった。弁護士からの回答は、一部聞いているが詳しくは言えないというものであった。

(2) 午後6時30分、教育長協議が開催された。教育厚生常任委員会資料について、同委員会での説明事項について、プレス対応についての最終確認がなされ、その他今後の対応(弁護士対応も含む。)について協議した。(～午後9時)

(3) 午後10時30分、学校から、電話などで、生徒集会、保護者会の様子について概略を確認した。

## 22 11月2日(水)

(1) 午前10時、教育長協議があった。校長から生徒集会、保護者会の概要報告がなされた。教育厚生常任委員会についての確認をした。プレス対応についての確認をした。

(2) 午後1時58分、教育厚生常任委員会が開催された(～午後3時21分)。議事録によれば、教育厚生常任委員会は、市教育委員会が、事実解明についての消極的な態度を取っていることを次のように問題点として指摘した。

いじめを認定しておきながら、因果関係が明らかではないとするのであれば、このいじめの他に何か原因があるのかと思われる。それを調査するのが教育委員会の仕事ではないのか。

今後の対応についてと書いてあるが、具体的なことは何一つとして書かれていない。当たりさわりのないような文言で事をおさめようとしている姿勢についてははなはだ残念である。

(3) 午後4時、記者会見が行われた。次長、課長、課長補佐、A副参事、A指導主事、校長が出席した。

会見後、各社からの電話等の問い合わせが殺到した。  
議員から、情報開示請求の提出があった。

## 22 11月3日(木)

(1) 午後1時、教育長協議があった。議題は、臨時校園長会での配付資料についてと、臨時校園長会での訓示・説明についてであった。

## 23 11月4日(金)

(1) 午後1時、臨時校園長会が開催された。(～午後1時50分)

(2) 午後7時、教育長協議があり、当面の取組についての確認(学校が行うこと、市教育委員会が行うこと)がなされた。

## 24 11月5日(土)、11月16日(日)

休み

## 25 11月7日(月)

(1) 午後7時、課内協議を開催し、校長より状況報告があった。  
その内容は、次のとおりであった。

①

②

## 26 11月8日(火)

(1) 午前11時45分、A指導主事が弁護士へ相談に行った。

その相談内容と助言は次のようなものであった。

経過報告及び収束に向けた今後の対応についての相談をしたところ、遺族に対する対応については、「学校として(教育現場として)できる調査は終了していると考えている。これ以上、「恐喝」という話になるのであれば、「事件」としての「捜査」の側面を持つものであり、これ以上学校ができるものではないと理解しているので、学校として事実についての調査は終了したと考えている。」との助言であった。また、調査委員会設置の是非については、「事案当初なら分かるが、現時点で設置する意味はない。調査委員が困るだけではないか。因果関係については、裁判所での判断しかない。学校としては、学校での人間関係に疑いがあり、調査結果として「いじめ」があった。それ以上については、学校で調査するには限界がある。この結果に納得がい

かないのなら、遺族が訴訟するしかない。学校なり市教育委員会が「因果関係」を判断する事柄ではない。家族にどんな背景があったのか調べられない。」という内容であった。

(2) 午後3時、小中学校生徒指導主任主事会が開催された。これまでの経過についての概略説明、各校での今後の取組についての指導、各校での取組状況の交流を行った。

(3) 同日、

27 11月9日(水)

(1) 午後0時47分、校長から電話連絡があった。

学校は、お金の話は出て来ていない、本人たちには反省を促していきたいと回答した。

28 11月10日(木)

(1) 午前9時40分、Aの父親が市教育委員会に来たため、課長補佐とA指導主事が対応した。

29 11月11日(金)

(1) 午後7時、校長、教頭が、状況報告のために市教育委員会に来たため、課長補佐が対応した。

Bの母親から電話があり、

30 11月12日(土)、13日(日)

休み

31 11月14日(月)

(1) 午後3時45分、教育長協議があった。課長、補佐、副参事2名が出席し、現状の報告と本件学校の協力者会議について話し合った。(～午後4時30分)

(2) 午後7時、本件学校の協力者会議が開催され、A副参事が出席した。

学校からは、経過説明、全校集会の様子、調査結果、今後の対応についての説明がなされ、その後意見交換が行われた。(～午後9時15分)

ここで出された主な意見は次の通り。

- ① 11日以降、机に花も飾っていない。
- ② 協力者会議が、事件後1か月以上経ってからの開催となっているのはおかしい。
- ③ 新聞報道のあとから、この会議を設けるのは逆だ。
- ④ 学校からの発信がなく、不信感がある。学校が何か隠しているという思いにもなる。
- ⑤ 協力者会議の力で、もとの学校に戻さなければいけない。そのために我々は日々学校に来て、情報を流すことも必要だ。
- ⑥ 協力者会議を作るところまでは市教育委員会もやってきたが、その後の指導が不足している。これから協力者会議がどう動くのか市教育委員会の考えを示して欲しい。
- ⑦ 悪者さがしをしていても進まない。この協力者会議では次にどうしたらいいのかを話し合いたい。
- ⑧ いじめは学校が早期に摘んで、対応できるようにするにはどうすればよいか。長期間休んでいる子をどうしたらよいかを考えなくてはならない。

32 11月15日(火)

(1) 市教育委員会は、A指導主事が毎日作成しているメモを基に、A副参事が時系列記録を作成しているところ、11月15日に更新がなされた。同記録は、学校教育課にあるパソコンの共有フォルダに保存されている。

33 11月16日(水)

(1) 午前11時30分、A副参事とA指導主事が学校を訪問し、校長、教頭2名が対応した。

事について協議をし、個人名等を伏せて見せることとした。

最近の状況について確認をした。

34 11月17日(木)

(1) A指導主事が、B教頭に電話をして、Bの母親の対応の様子、Cの母親の対応の様子を聴き取った。

(2) 午後2時、本件後、初めての教育委員会定例会議が開催された。会議の中で、本件についての説明及び質疑は一切なかった。

### 35 11月18日(金)

(1) 午後4時50分、A指導主事が、校長に電話をして、地元議員への連絡、現状説明について、資料提示について、今後の見通しについて、それぞれ話をした。

### 36 11月19日(土)、11月20日(日)

休み

### 37 11月21日(月)

(1) 午後0時、A指導主事が、教頭に、校区内の秋の集会についてと学級懇談会について電話連絡をした。

(2) 午後8時、校長、教頭2名が市教育委員会に来庁し、PTA主催の学級懇談会について、Aの父親から電話連絡があり、XXXXXXXXXXこと、B、C、Dの本人及び保護者の状況について、担任からの聴き取りの実施について報告があった。

### 38 11月22日(火)

(1) 午後、Aの父親が市庁舎へ来庁し、XXXXXXXXXX課長補佐が対応した。その後、校長へその旨を伝えた。

(2) 午後7時、課長補佐が学校を訪問し、本日の状況の確認、11月25日午後2時に来校しXXXXXXXXXX11月24日午後7時にDの母親が来校しXXXXXXXXXX

### 39 11月23日(水)

休み

### 40 11月24日(木)

(1) 午前10時、課長と課長補佐が、県教育委員会学校教育課の主席参事及び主幹、主査へ、学校からAの父親の要望書の提出があった旨の連絡を受けたことを報告した。

### 41 11月25日(金)

(1) 午後4時、教育センター、教育相談センター、少年センターの合同協議を開催した。同協議では、学校教育課の呼びかけで、各関係機関の所属長が出席し、それぞれで取り組むいじめに関する対応策を確認し合い協議を行った。更に互いに連携をとりながら進めていることを確認した。(～午後5時40分)

(2) 午後10時、校長とA教頭が市教育委員会に来庁し協議をした。内容は、本日時点の概要を確認し、28日から行われるPTA会議について確認をした。

### 42 11月26日(土)、27日(日)

休み

### 43 11月28日(月)

(1) 午後7時、PTA学年懇談会(3年)へ、副参事とA指導主事が出席した。

### 44 11月29日(火)

(1) 午後2時30分、定例校長会議が開催された。教育長より指導、各校での取組を指示、リーフレット「いじめのない学級・学校づくり」が配布された。

(2) 午後7時、PTA学年懇談会(1年)へ、副参事とA指導主事が出席した。

### 45 11月30日(水)

特になし。

### 46 12月1日(木)

(1) 午後7時、PTA学年懇談会(1年)へ、副参事とA指導主事が出席した。

### 47 12月2日(金)

(1) 午後9時30分、校長と教頭が来庁し、A副参事とA指導主事が対応した。市議会の一般質問の答弁についての協議及び最近の様子について話し合いが行われた。

### 48 12月3日(土)

休み

### 49 12月4日(日)

(1) 午後7時、校長が、来庁し、A副参事とA指導主事が対応した。市議会の一般質問の答弁についての協議と学校の具体的な取組等の相談をした。

50 12月5日(月)

特になし。

51 12月6日(火)

(1) 市議会一般質問、議員への答弁があった。

52 12月7日(水)

(1) 午前、Aの父親が来庁したため、課長補佐と副参事が応対し、

(2) 市議会一般質問、議員への答弁があった。

53 12月8日(木)

(1) 市議会一般質問、議員への答弁

(2) 午後8時20分、課長補佐とA指導主事が学校を訪問し、最近の様子等の聴き取り及び今後の対応についての相談をした。

54 12月9日(金)

特になし。

55 12月10日(土)、12月11日(日)

休み。

56 12月12日(月)

(1) 学校から、との電話連絡が入った。

57 12月13日(火)

(1) 午前10時、生徒指導に関わる管理職研修会を開催した。

55小中学校から校長または教頭が出席し、県教育委員会学校教育課の主査から指導講話がなされ、また、市教育委員会学校教育課から今後の取組について指導がなされた。(～午前11時30分)

(2) 午後3時30分、教育厚生常任委員会が開催された。

58 12月14日(水)

(1) 午後4時30分、A副参事が、学校を訪問し、最近の状況について聴き取りをした。

59 12月15日(木)

(1) 午後2時、定例教育委員会で、その後の経緯について説明がなされた。

(2) 午後3時、「いじめ相談ほっとダイヤル」についての関係機関協議が行われた。教育相談センター、大津少年センター、堅田少年センターの各所長が来庁し、各機関で相談の電話を受けたあとの対応について協議をした。(～午後4時30分)

60 12月16日(金)

(1) 午前10時、大津スクールサポート会議(OSS会議)を開催した。

大津警察署生活安全課、北警察署生活安全課、市子ども家庭相談室、文化青少年課、学校保健体育課、少年センター等の課長、所長及び担当者が出席し、学校でのいじめ対応についての協力や支援を依頼した。(～午前11時30分)

(2) 午後2時40分、Cの母親から市教育委員会へ電話があり、A指導主事が対応した。

(～午後4時)

(3) 午後7時30分、A指導主事が学校を訪問し、本日の状況について確認をした。(～午後8時30分)

61 12月17日(土)、18日(日)

休み。

62 12月19日(月)

(1) 午後、「いじめ相談ほっとダイヤル」カードが完成したので、指導主事が手分けして各小中学校へ直接持参して配布した。

本件において、市教育委員会は、時系列記録を作成し、平成23年11月15日に更新した記録を12月19日に更新した。この更新が最終の更新記録となった。この更新に際して、平成23年11月15日に更新した時には記載のあった

及び10月14日に弁護士と相談した内容（事実確定は認める。いじめ認定は認める。因果関係の認定は認めないなどと記載された部分）が削除された。

### 63 12月20日（火）

（1）この日以降、本件に対して、市教育委員会が学校と連携を取った旨の時系列記録はない。

### 64 平成24年7月16日（月）

（1）担任以外の教諭1名からの聴き取りを実施した。

### 65 7月20日（金）

（1）市教育委員会は、県教育委員会に対して「児童生徒の事件等報告書について」と題する報告書（2枚）を提出した。その内容は、「事件等の概要」の項には、「市立中学2年男子生徒が自宅マンションから転落して死亡した。」「事件等の経緯」の項目には、「事案後に実施したアンケート調査等により、3名の生徒から当該生徒に対していじめがあったことが発覚した。」との記載があるのみで、「自死」したこと、「いじめ」と認定した事実やその原因などについての記載はなかった。

### 66 8月16日（木）、17日（金）、20日（月）、21日（火）

（1）本件中学校の教員（述べ人数31名）からの聴き取りを実施した。

## 第2章 問題点

### 1節 学校の事後対応の問題点

#### 1 事実究明の不徹底

本件では、事件発生後直後に、自主的に生徒から、教員に対し、Aに対するいじめの事実の申告があり、これを受けてアンケートが実施され、さらに教員によるアンケートに記名した生徒に対する聴き取りの結果、本件いじめの実態のかなりの部分が明らかとなった。しかし、本件事案に関する大量の情報がありながら、学校には、こうした情報を全て集約して全貌を明らかにしようとする姿勢は必ずしも認められなかった。例えば、いじめの事実を16項目に整理してその有無を検討したが、事実の解明とは、これに留まらず、明らかとなった事実を時系列に整理し、いつ頃からAがいじめとされる行為を受けるようになったのか、その場所や回数、その過程でのAの様子はどうだったのか、その原因は何か、グループ間に何が合ったのか、教員はいじめを発見しえたのか、発見しえなかったとすればそれは何故かなどを丁寧に明らかにする作業をすること等が考えられるが、そこまで踏み込んだ作業がなされないまま、平成23年11月上旬に調査の終息宣言がなされた。現に、本委員会の委員が、聴き取りの際に校長に対し、自らが理解する本件いじめの実態を質問したが、具体的な内容までは認識できていなかった。いじめ対策を強調するならば、まずは本件いじめの全貌を正確に理解することがなされるべきことと考える。

それでも本件の場合、いじめの事実の解明に向けての調査は相応の程度までなされたと思う。それは本件中学校の教員による、膨大な量に及ぶ聴き取りメモである。但し、本件のいじめを未然に教員が発見しえたのか、発見しえたのであれば、それが何故できなかったのか、という問題についての究明が甘いものであったと指摘しなければならない。この点の究明こそが、今後本件のような最悪の事態を避けるための重要な手がかりを見いだす重要な作業であることを考えると、学校の姿勢に強い疑問を抱く。

学校としても、将来の訴訟提起の可能性を考えると、自らの責任を肯定することになるような作業に消極的になることも理解できないではない。しかし、そうした姿勢は、単なる組織防衛論に過ぎない。生徒に対する平穏な学習環境を保持するという、学校の本来的な責務からすれば、むしろこうした点への積極的な究明の姿勢こそが求められるということを認識してほしい。

学校がこの点についての調査を行う過程で、個別の教員の対応の不十分さを明らかにしなければならないことになり、そこに手加減を加えなければならないという事情があることを考えれば、本件のような事案では、可能な限り早期に、学校外の利害関係がない者によって構成された第三者委員会に調査を委ねるという方策も考慮に値

する。

この点から、学校が、同年10月末に早々といじめと自死の関係を不明と結論づけたことは多いに疑問である。学校は、Aの自死に関して家庭環境に自死の背景的事情があったかのようについて、Aの家庭環境というプライバシーに配慮したが故に、「不明」としたというかもしれない。しかし、前記のとおり、学校や市教育委員会がいうAが虐待を受けていたという事実は認められなかった。逆に、学校は、Aの「家庭問題」が本当に存在するのかという検討も不十分であった（前記のとおり、保護者によるAへの虐待の事実は認められなかった。）。結局、学校は、市教育委員会と同様に、いじめと自死との関係を絶ちたいとの潜在的な意向から、「家庭問題」という虚構に乗ったのではないかと推測される。

## 2 教員間の教訓の共有化の不存在

本件のいじめに関する、教員たちによる生徒からの聴き取りで得られた情報は膨大なもので、その集約と丁寧な整理だけで、本件いじめの全貌解明にかなり近づけるものであった。しかし、こうしたいじめの全貌が、一部の教員を除いて本件中学校の全教員間で共有されることはなかった。

そして、さらに、本委員会の聴き取りで判明したことは、本件いじめに関する全貌が本件中学校の全教員間で共有されていないだけでなく、当然にその事実からくみ取られる教訓も共有されていないということである。

全教員が、事実の全貌を知り、そこから教訓をくみ取り将来に向けての再発防止の決意と具体的な方策の実現に向けて努力することは言わば当たり前のことと言えるが、それはいまだなされていない。

過去の多くのいじめ事件で、事実の解明がおざなりにされた結果、効果的な再発防止策がなされなかったということに鑑みれば、本件中学校においては、今からでも是非に行動してほしいと願う。

## 3 事態沈静化の重視

学校教育において、事態の混乱を沈静化し一刻も早く学校生活を従前のように復することは重要な課題であることを否定するつもりはない。しかし、正にいじめ行為を目にした生徒の多くは、事後における校長の発言を聞いて、いじめを隠蔽していると感じ、校長ひいては教員に対し強い不信を抱くに至った。このことは本委員会における生徒たちからの聴き取りで直接確認をした。

こうした生徒たちの不信をそのままにして沈静化のみに走ると、当面は沈静化したと思えても、徐々に生徒と教員間の信頼関係に取り返しのつかない悪影響を与え学校運営に重大な支障を与えることになるかもしれない。

こうした不信を解くためには、教員自身が事実と正面から向き合い、誠実に生徒と

ともにいじめをなくすために何が必要かを語り合うことである。そうすることによって、生徒は教員への信頼を取り戻し、学校は教員・生徒間の連携の下に新たな歩みが可能となると考える。

生徒の自死という重大な事態の中で、冷静、沈着な対応をすることはかなり困難が伴うところであるが、学校教育の基本に立ち返り、何が重要な作業であるかを教員間で確認し、その優先順位に従って一つ一つ処理していくことが長期的に見て学校運営上プラスとなることに気付くべきである。

## 4 いじめ加害者への対応

いじめ加害者は、成長発達過程の子どもであり、いじめをいじめとして認識できないということは未熟の現れと理解して、その認識が進むよう当該生徒に働きかけることが必要である。いじめと認識しない者をいくら責めても一方通行でしかない。

例えば、彼らにも事実関係等について弁明の機会があり、その弁明が正当な場合にはそれを認めるという姿勢は、加害生徒に自己の行為を顧みらせるために重要な契機になると考える。本件の場合、学校は加害をしたとされる生徒から、Aとの関わりや事実関係について、その言い分を聴くことがほとんどできていない。Dについては、いじめ行為があったとは認められないが、いじめと目されかねない行為をしていることについて、学校はそうした事実認識を伝えた上で同人への働きかけをすべきであった。また、他の生徒に対しても、調査の結果認識した事実を可能な限り正確に伝えて、彼らの認識の修正に努力をすべきであった。また、いじめの加害者が被害者に与えた被害の実態を伝え、自分の行為の意味を考えさせ、真の謝罪を引き出すようにしなければならない。

そのことによって、いじめ加害者は自分の行為の意味、自分の姿を客観的に認識するに至り、成長に向けての歩みを始めると考える。それは正に教育を業とする学校の本来の職責であり、そのことから逃げることはできないのである。

まずは、こうした手続きが優先されるべきである。

## 5 スクールカウンセラーの在り方

本件に関する資料、聴き取り結果によれば、Aの自死直後に派遣されたスクールカウンセラーは、校長や教頭からAの家庭問題他に関する情報提供を受けてカウンセリング活動を始めたという事実が認められる。そのうちの一人のカウンセラーが■■■■■■■■■■のカウンセリングをしているところ、そのカウンセリングの内容が、学校の管理職が目にするのできる状態になっていた。こうしたことについて、■■■■■■■■■■や保護者の了解は無かった。また、前記のとおり、スーパーバイザーが、学校の情報として提供したAの家庭の■■■■■■■■■■を前提として、Aの言動に■■■■■■■■■■特有の特徴があるかのような助言を行った。

以上には、二つの問題がある。一つは、カウンセリングされる者のプライバシーの保護と信頼の問題である。カウンセリングは一人一人の信頼関係の中で行われるものであり、それが了解もなく第三者の目にさらされるとすれば、カウンセリングの基礎が崩壊することになるのではないか。また、本件においては、いじめが未然に発見できたのか、いじめと自死の関係がどうかなど、学校と遺族の見解は訴訟等で対立しており、そうした状況下で、本件に関わる家庭問題に関するカウンセリングメモを、学校の管理職が目にし、それが学校、教育委員会のいじめと自死との関係の認定に影響を与えるなどしたとすれば、カウンセリングの存在意義さえ問われかねないと言わなければならない。集団守秘として、学校部内である以上許容されるという議論もあるが、そうした前提であることを、カウンセリングを受ける者が了解していれば良いが、そうした前提が無い以上許されないと考える。カウンセリング内容の客観性は信用性に対する担保は何もないからである。

次に、スクールカウンセラーが、前記のとおり、紛争の渦中にある、当事者の一方である学校側の情報に依拠して助言することは、その影響が大きい故に、場合によれば、紛争を一層複雑で混沌としたものにするとも考えられる。現に、スーパーバイザーの助言は学校の虐待認識を強化し、その後の展開に重大な影響を与えた。

従来から、スクールカウンセラーの立場について、内部性すなわち学校の一職員でありながら、外部性すなわち専門家として学校組織の外部に位置するという指摘があったが、滋賀県においては、スクールカウンセラーが、余りに学校管理者と近い距離、すなわち内部性が顕著であると言わなければならない。

## 6 学校の在り方

学校とは本来、子どもにとって最も安全で安心な場所であらなければならない。困難な時代を切り拓くための知識・技能はもちろん、大人とボーダレスにあふれかえる情報の渦の中を的確な判断力と鋭い分析力、洞察力を働かせ、若者らしい発想力で問題解決に当たる子どもたちが育つ場でもある。間違い、失敗をくぐり抜けながらも近い将来の日本の主権者として、ともに社会を形成する参加型の市民パートナーとして、揺れる思春期である中学校の3年間は、子どもたちの人生にとっても日本の社会にとっても、極めて重要な時期と言わざるを得ない。

このような視点から本件中学校の問題点を見ると、「日々すべての子どもたちが生きて、成長する場が学校である。」という前提や基盤が空洞化しその実践が空回りし、座標軸もズレてきている様子が窺える。何よりも警察の介入があったことによって、生徒からの信頼を失い、本質的には学校として機能不全に陥った状況のまま、日々を掻い潜っているといった状況にある。

そういう困難な状況の中で、結果的に加害者への指導を放棄したことは、加害生徒

の成長・発達を保障できないで放置したことにつながり、学校の教育責任は厳しく問われるべきであろう。

いじめ事象が子どもたちの教育の場で起こった問題であるだけに、本来的にいじめの問題は教育の場で解決されるべきものである。その意味で、加害をしたとされる子どもたちに、その振り返りの場を設定出来ずして、情況の流れるままに放置してしまったことは大きな問題である。

## 2節 市教育委員会の事後対応の問題点

### 1 平時における危機管理体制整備の欠如

平成23年6月1日付けで文部科学省初等中等教育局長からの通知に対応する体制ができていなかった。しかも、本件が起きて1年2か月が経過したが、未だに体制整備ができていない。

教育委員会は、平時において学校現場に日々起こってくる事象に対して、学年や分掌をはじめとした組織・チームで対応するよう指導している。しかし今回は市教育委員会自身に、本件に対する緊急対策チームが設置されず、職員の役割分担や指示命令系統も曖昧なままで推移し、その結果本件中学校への明確な支援体制が取れなかった。この点について、A指導主事が現場に行き情報を収集し、市教育委員会に報告する、課長補佐はマスコミに対する広報を担当するという分担が一定あったようだが、A指導主事は、現場に赴き情報収集をしながら、他方で市議会なり、電話なりに対応しており、厳格な役割分担がなされていなかった。この点はA指導主事も認めるところである。

### 2 市教育委員会の主体性、指導力の無さ

市教育委員会としていじめの調査を行うことに当初から考えが深い。市教育委員会は、Aの自死の翌日である10月12日に本件中学校に対し、市教育委員会は調査に入らないと連絡しており、調査そのものを学校に丸投げしていると言わざるを得ない。

10月12日(水) A指導主事は、学校からのいじめがあったことが疑われる報告を受けた時点で、調査が必要と感じていたという。しかし課長補佐に報告されたものの、教育長、課長、課長補佐らは、調査の実施について何ら具体的な指示をしなかった。前記の体制整備とともに、市教育委員会の危機管理の不十分さが目立つ。

次に、10月13日(木) [REDACTED]

この段階でも市教育委員会は、いじめの調査をするか否かの検討をすることなく、学校に全てを委ねている。また、学校がいじめの調査を行うに当たっても、市教育委員

会は弁護士に頼り一切の指導助言を行っていない。

また、学校で開催された重要な会議（学校での本部会議、全体集会、保護者会）に指導主事が出席せず、こうした会議の内容について、学校からの報告を聞くのみであった。

結局、学校の動きの後追い状態であった。

### 3 学校任せの事実解明（いじめの有無、自死との関係）

事実調査について、学校主導、市教育委員会の追認という形は変わらなかった。また、市教育委員会はアンケートの原本も見ない安易さで、結果的に不十分な事実把握と究明となった。

11月2日（水）、教育厚生常任委員会で、「いじめと認定しておきながら、因果関係が明らかでないとするならば、いじめの他に何か原因があるのかと見られる。それを調査するのが教育委員会の仕事ではないか。」と市教育委員会の消極的な姿勢が追及された。

### 4 市教育委員会から県教育委員会、県教育委員会から文部科学省への報告の遅れ及び内容の杜撰さ

市教育委員会が県教育委員会に事件の報告を平成24年7月20日に至るまでしていなかったし、他方、県教育委員会も提出を求めていなかった。

同日に提出した報告書の内容は、A4版1枚内に収まるという簡単なもので、アンケートの内容さえ全く反映されておらず、報告の体をなしていないと言わなければならない。既に、明らかなどおり、学校は、アンケート調査に加え生徒たちからの聴き取りを行っており、本件いじめの内容について詳しい報告ができたはずであるが、それをせず前述のような杜撰な報告で済まそうとした。当然、県教育委員会、文部科学省からやり直しの指示があり、数回にわたって質問が繰り返され、この結果、他力的に詳しい報告をさせられたことになる。以上からみれば、文部科学省にさえ事実を伝えようとしなかったのは市教育委員会の真意を疑わざるを得ない。こうした杜撰な報告が全国で行われているとすれば、文部科学省は直ちに是正するよう指導すべきである。

### 5 市教育委員会の委員の問題

大津市教育委員会では、委員参加の定例、臨時会が開催されているが、その他に非公開の協議会が開催されてきた。協議会では委員各自が積極的に発言してきたもので、一般に言われるように、全く受け身ということではなかった。

しかし、本件事案を見る限り、10月31日の委員会開催まで、市教育委員会事務局や学校から委員に対し詳しい情報の提供はなく、近隣のうわさや新聞記事による情

報をたよりに委員同士、個人的に情報交換していたという状況であった。また、市教育委員会、学校は、平成23年10月24日の弁護士の意見を踏まえて、本件がいじめであることを認めたが、委員には一切の連絡もなく、10月31日に開催された委員会で初めて知らされた。また、いじめと自死が不明との見解にも一切関与できていない。もちろん、事実調査の一応の終息についても委員らは一切関与していない。

以上、本件事案において、委員各自は重要な情報の提供はされず、重要な意思決定においてち外に置かれていたと言わなければならない。こうした実態は大津市に限られず、全国の教育委員会に共通する問題点と言わなければならない。

それでは存在意義がないのかと言う問いには否と答えなければならない。本来委員には生徒の権利を保障するために当該地域の教育について積極的に意見を述べ役割を果たすという職責があるはずであるが、これまでの長い経過の中でそうした職責を十分に果たすことができない状況に置かれるようになった。前に見たように、問題は、当該地域の教育に関する重要な情報や意思決定からの阻害であった。この結果、教育委員会事務局や学校は第三者的チェックから逃れ、本件のような事案に際し独走を許すことになったのであった。今重要なことは、教育長以下の事務局の独走をチェックすることであり、その一翼を担う存在として教育委員の存在は決して小さいものではないはずである。

前記のとおり、市教育委員会、学校は事実関係の究明を途中で放棄し、あるいは、虐待というフィクションに寄り掛かろうとした。もし仮に委員会が実質的に機能して、事実解明の不十分さを指摘してさらなる調査の実施を指示していれば、現在のような混乱をより小さくできたのではないか。

ここで重要な問題は、こうした本来の教育委員会委員の活動を復活するためにどのような委員各自の行動や施策が必要かということである。

## 3 節 事件当事者としての学校・市教育委員会共通の問題点

### 1 初期対応の拙さ

前記の事後の対応の事実関係から明らかなように、学校、市教育委員会は事実解明作業を途中で取りやめたと評価せざるを得ない。アンケートや聴き取りメモ等のいじめに関する証拠に基づく事実整理、検討の不十分、これによって、いじめの程度やAがどのように苦悩したか、また、3人の生徒及び周辺の生徒のいじめへの関与の有無、程度については未解明に終わった。さらに、Aの保護者が虐待していたというフィクションへ寄りかかったことで、いじめと自死の関係への解明作業が、事実上放棄された。

この結果何が起きたか。生徒たちの本件いじめの認識と学校とのいじめの認識にギャップが生じ、生徒たちは学校が真実から逃げていると捉え、学校に深刻な不信を持





文部科学省の手引きが指摘するように、遺族のニーズに応じるために、学校、教育委員会は最大限の配慮をもって臨まなければならない。遺族として、学校で何があったかを知りたいということは当たり前のことであり、その意向に沿うことは結果的に徹底した事実解明に繋がる。そして、これまでの本件のような事案で子どもを失った親たちは、子どもの命の証として同様な事件の再発防止を心底から望んでいるのである。

従って、アンケート等の学校が入手した情報は、可能な限り開示すべきである。これまで、各都道府県でまちまちな対応がされてきたが、全国画一の公平な対応のためには、制度化が求められる。また、学校、教育委員会が調査、整理した事実についても可能な限り開示していくことが必要である。

さらに、これまでの本件と同様の事案において、根拠の無い家庭問題が常に世間にかましく言い立てられてきたという事実があるが、我が子の死による計り知れない苦しみの上に、事後に人格、名誉さえもが否定される事態に遭った遺族の苦悩、苦しみは、こころの深い傷をさらにえぐられるようなものがある。遺族たちはこれを二次的被害と呼ぶ。本件では、Aの家庭が「虐待家庭」であるというレッテルが貼られてしまったが、こうした行為は、人倫に反するものとして、二度とあってはならないものである。

### 第3章 その他の問題点

#### 1 マスコミの倫理

##### (1) センセーショナルな報道合戦

本件事案に関する報道合戦は異常でセンセーショナルなものであった。あるマスコミは生徒に対し金銭をちらつかせて情報を得ようとした。また、通学途中に激しい取材にあった生徒たちが堪えきれず公衆トイレに逃げ込むという事態もあった。その上、記者が生徒の家まで押しかけてきて取材を求め、保護者からの苦情があつて初めて止んだという事態もあった。根拠の乏しい情報を流したり、加害をしたとされた少年の実名などが報道されたり、また無関係な他人の顔写真が流されたり、教員たちが非難や脅しの嵐に巻き込まれたりした。終には、教育長が殴打され傷害を負うという事態も生じた。

その現象はインターネットに波及し、加害をしたとされる少年及び家族のプライバシーが暴露されたりした。この結果、加害少年たち及び家族は地域内で生活できない事態となった。本委員会による調査の結果、いじめ行為をしたとは認められなかった生徒及びその家族については、「殺人者」、「卑怯者」というような手紙が来るなど、平穏な社会生活を奪われる事態も生じている。その生徒及びその家族の受けた精神的打撃は計り知れず、その被害回復は期待できないような状況に陥っている。憎しみや怒りだけが膨張し冷静さを失った社会は、正当な解決からますます遠ざかるということを肝に銘じるべきである。

##### (2) 事実解明と加害生徒の振り返りの機会を奪った妨害的報道

本委員会も例外ではなかった。有力新聞社の一つである読売新聞社は、平成24年12月23日付けの朝刊で、「自殺といじめ因果関係明示へ」と題して、「生徒へのいじめが自殺に結びついたとする内容を最終報告書に明示する方針を決めた。」、また、「各委員は終了後、取材に対し、報告書では、加害者とされる同級生3人による暴行など、少なくとも9件の行為を列挙し、自殺との因果関係がわかるよう立証したいとの考えを示した。」との無署名の記事を掲載した。

本委員会は、可能な限り委員会の活動をオープンにし、そのために記者へのブリーフィングに力を入れた。前記の報道の加熱を顧みて、第1回のブリーフィング等で、特に本委員会の活動を見守り支えるような報道姿勢をお願いしたが、読売新聞社の報道はこの願いを真っ向から裏切るものであった。実際に調査活動は重大な支障を受けることとなった。加害をしたとされる生徒及びその保護者は、本委員会の設立の趣旨、中立、公正な立場での調査をしていく姿勢に理解を示して聴き取りに応じ、生徒は、今回のことを振り返り、聴き取り担当の委員との間で信頼関係を築きながら、事実について、自分の気持ちを話し始めていた。その2回目の聴き取りが終了し、最後の1

回の聴き取りが予定されていたまさにその日に、生徒の保護者が虚偽報道を知り、本委員会との信頼関係が壊れたとして、生徒からの聴き取りを拒否した。本委員会は、読売新聞社の記事は全くの虚偽の事実を報道したものであることをその場で説明したものの、理解を得られなかった。本委員会は、このままの状態ではこの虚偽報道を容認してしまう結果になりかねないとして、異例ではあるが、読売新聞社に対し、記事の撤回、謝罪を求めた。しかし、残念ながら、読売新聞社は天津支局長名が入った書面で「2012年12月23日付朝刊「自殺といじめ因果関係明示へ」の記事について、貴調査委員会からご指摘を受けました件について回答いたします。当該記事は、同月22日に開かれた貴調査委の会合後に複数の委員らに取材した内容と、独自取材に基づくものです。」と回答したのみで、記事の撤回及び謝罪についてはこれを拒絶した。本委員会は、読売新聞社の誠意ある回答を期待しえないと考えて、平成25年1月7日付けで別紙の声明を各マスコミに発してこの問題に終止符を打った。その後、市長は、同月11日の定例記者会見でこの問題を取り上げた。

このような一連の本委員会の行動に対して、読売新聞社が改めて何らかの行動をとることはなかった。また、各マスコミに一連の出来事を明らかにし、声明を公表したものの、その時点でマスコミ各社はこの事態を一切報道せず、読売新聞社の報道を容認するような態度を取った。本委員会としては、各マスコミのこの態度に失望し、マスコミに対する信頼を失い、今後のマスコミに対する情報発信を制限する方針をとった。

平成25年1月20日に開催された第12回目の委員会終了後のブリーフィングに際しては、委員会での協議内容について、ほとんど開示しないという態度をとった。その席上、本委員会からは、読売新聞社に対し、本委員会の調査にとって極めて重要な時期に、あのような虚偽の事実の報道を、しかも無記名ですということはどういう意図があるのかなどと、読売新聞社の真意を問い質した。しかし、出席していた記者は、「回答書のとおりです。」と述べるだけで、何ら実のある回答をしなかった。また、出席していた他の報道機関の記者に対して、何故、我々の一連の行動について報道してくれないのかという疑問を呈した。その上で、この問題は極めて重要な問題であり、このような報道を容認したままだと、第三者委員会がすでにできあがった規定路線に乗った全く意味の持たない委員会であるという誤った情報を国民に流すことになるという趣旨を説明した。

このブリーフィングでの話の効果なのか、時機を逸していることは否めないものの、朝日新聞は平成25年1月22日付け朝刊で、本委員会の一連の行動を初めて取り上げた。

我々が調査の終盤を迎え、度重なる議論を重ね、報告書の作成に勢力を集中しようとする時期に、こうした記事を読売新聞社が掲載することに社会的に何の意味があるのか。慎重に検討したのか、と強く疑う。本委員会は、記事の実際効果として、「委

員会の結論は見えた、この委員会の活動の主たる役割は終えた。」という考えが社会に芽生えることを恐れた。本委員会の使命は、いじめの存否、自死の原因を明らかにすることだけでなく、本件中学校において何故本件のような事案が生じたのか、どうすれば防げたのか、今後どうすればよいのかなどの重要な課題を明らかにすることである。こうした本委員会の使命に社会が理解を示し、この報告書に強い関心を抱くよう、また、そうした委員会の活動をさせるような報道を期待していた。今回の読売新聞社の報道は、本委員会の存在意義を卑小化し活動を妨げるだけのものであった。

聴き取りが中止となった生徒及び保護者に対しては、読売新聞社に対して抗議の手紙を出したこと、声明文を発表したこと、市長の会見でもこの問題が触れられていることを伝え、聴き取り再開をお願いした。しかし、読売新聞社から記事の撤回及び謝罪がない段階では再開には応じられない旨の連絡が入った。本委員会としては断腸の思いで聴き取り再開を断念した。このことは、本委員会の調査に重大な支障が生じ、事実究明が困難となっただけに止まらない。聴き取りを行っていた生徒のこころを傷つけたのである。センセーショナルな報道合戦により、それ自体によって様々な苦しみを味わった生徒が、本委員会の在り方を理解し、話をしてみようと前に向けて大きな一歩を踏み出していたのである。そして、委員との信頼関係のもとに、事実を振り返り、自分のこころと向き合っていたのである。これからそれを深めていく段階であったのである。読売新聞社の虚偽の記事は、生徒の振り返りの機会を永遠に奪ったのである。それだけに止まらず、大人は信用できない、社会は信用できないという不信感を与えてしまったのである。その不信感を背負って、これから成長していくのである。生徒はどのような思いをしているのであろうか。生徒がどれだけ傷ついてしまったのか、我々には計り知れない。また、生徒の保護者にも、生徒同様に、精神的なダメージを与えてしまっているのである。

読売新聞社はこの事実をどのように受け止めているのであろうか。他のマスコミはどう受け止めるのか。

### (3) 求められる真摯な報道姿勢

今回のマスコミの報道を振り返ると、もちろん、いじめ自死事件について深く掘り下げた報道もあったが、前記の報道合戦の中で陰が薄くなったことは否定できない。そして、今回の一連のいじめ報道によって、「マスコミは、何のために、いじめに関する報道をしているのか。何故、本委員会の活動を報道してきたのか。マスコミは何のために存在しているのか。」という、まさにマスコミ報道、マスコミそのものの存在意義はどこにあるのかということ、マスコミ各社、各記者本人に突き付けられていることを指摘しておく。

## 2 思春期の子ども心性

今回の事案を解明しようとして、行き当たるのが、「思春期の子ども心性」である。

思春期まっただ中にいる子どもの時代を指して、臨床心理学者の河合隼雄は「蛹のような時代」と表現した。青虫が、キャベツの葉っぱを一杯食べ、綺麗な羽の蝶々になるまでに、蛹の時代を通過する。外見から蛹をとらえて、次の綺麗な姿を予想できる人は何人いるだろうか、それほどまでに形状に大きな違いを見せるのである。しかも、蛹の殻のなかには、おそらく想像するだけでも大きな変化が起こっていると思われる。河合はこれを「疾風怒濤の時代」とも表現した。

こうした時期に学校や家庭でストレスを受け、そして一定の事柄が契機となって、重大ないじめに発展していくことはありうる事態と言わなければならない。

思春期にある子どもの3つの特性として以下のことが言われる。

- ① 身体の急激な変化にこころの成長が伴わないアンバランスな時期  
第2次性徴に直面し、内面から突き上げる爆発的な衝動に苛まれる。言葉にならない感覚に襲われ、自分でも説明がつかない感覚を体感する。
- ② 依存と自立の狭間にあり、その欲求がめまぐるしく変わる時期  
まだまだ、周りの大人の手助けが必要であるにも関わらず、その援助を「うざい」、「きもい」と突き放してとらえる。ある時は、べったりと甘えてくるかと思えば、背伸びするくらいに自立への志向を示す。
- ③ 「危い心性」を持つ時期

「自分とは何か。」「自分はどう見られているのか。」「人は何のために生きるのか。」など、生存に対する懐疑的な思いがふつふつと湧いてくる時期でもある。

思春期の子ども危機とは、身体的・心理的・社会的な急激な変化に、均衡が崩れやすい状態をいい、暴力・反抗・自己破壊行動・自己評価への動揺・気分の急激な変動などが起こるものである。

こうした思春期の危機的状況は、早く確かな自分をつかみたいという願望を持つが、一方で自分を支えてくれる親への強い親密感や一体感が急速に失われ、離れていくべき親そのものが、自分を支えてくれる存在であるというアンビバレンツ（二律背反）な状態を生み出している。

この危機的状況の中で、同性の同世代の友達は、対象喪失を伴う子どもの危機を乗り越える代理対象としての意味を持ち、語り合い、共有しあうものとしての重要な役割を持つものであるといえる。

この時期には「自己」が問われることが多く、他人と比較して、容姿であるとか、

成績など、様々な比較をして自己不全感が強くなる時期である。

そこで、まず大切なことは、子どもの症状を治そうとするのではなく、急激な変化を発達段階での葛藤や挫折と捉え、少なくとも症状がある程度、落ち着きを取り戻すまで、子どもをとりまく発達圧力（進学や進級の問題など）を一時的に棚上げ状態にすることも必要ではないか。そうして、子どもの内面の世界を受容し、共感してやることも大切であろう。

本件中学校においては、養護教諭がBの変化とその様子からその危惧を担任などに伝えていたが、最終的に考慮されなかった。また、二学期以降、グループの関係性の崩れが見え出してきた。この時にもっと教員や周りの大人の気付きがあったらと考える。Bは家庭でも良い子どもであった。ところが、学校で他の要因に加え、意味不明の「いらいら感」がAに向かった可能性が考えられる。教員が、Bの変化をおざなりにせず、両者の側の関係調整と修復に力を注いでおればと考えられる。

### 3 専門家の役割

#### (1) スクールカウンセラーの役割

前記の事実関係のとおり、10月24日に、アンケート結果の分析したスーパーバイザーAがB教頭に対して一通り説明した後に、さらに、スーパーバイザーAは、Aについて、

また、10月27日にスクールカウンセラーD、スーパーバイザーBが来校し、校長、B教頭が対応したが、その場で、スクールカウンセラーDは、Aのことについて、  
と述べている。

以上、スクールカウンセラーは、学校から得たAが情報前提として、学校に対し助言しているが、これにより、学校及び市教育委員会は、Aの及び自死の因果関係の不明を確信したと推測される。また、本委員会が検討した資料からは、カウンセリング情報がそのまま学校管理者である市教育委員会の下に提供されたのではないかと考えられる。

以上からすれば、その意図の有無は別として、スクールカウンセラーといった専門家が深く関与しているのではないかとということが窺われ、また、その業務遂行においてプライバシーの厳守の原則が揺らいでいるのではないかと疑われる局面が見られた。これらは、スクールカウンセラーの専門性、独立性、中立性を脅かす重大な問題である。

本来スクールカウンセラーはこころの専門家として、学校と距離を置いて活動することが期待されている。スクールカウンセラーはカウンセリングに徹するべきであ

る。对学校との関係で独立し守秘に徹することを基礎として、はじめて子どもたちの信頼を獲得してカウンセリングを行えるのである。そのカウンセリングの過程で学校運営に問題があることが判れば、子どもの立場から専門家として学校に意見を言うこともありうる事態である。いじめなど生徒の心身に重大なダメージを与えた事態に際して、学校の方針を支えるような活動をするには職責を逸脱するものと言わなければならない。

本件では養護教諭は、Aの異変に気づき、また、Bの変化を気に掛けていたが、心理の専門家のスクールカウンセラーにも正にこうした役割も期待されているのではないか。そして、学校をより正当な方向に導く役割も期待されていると考える。これこそがスクールカウンセラーに期待される役割ではないか。

## (2) 弁護士の役割

前記事実関係記載のとおり、10月14日に、A指導主事及び校長が、弁護士に対し、アンケートの実施の仕方について相談した際のメモに次の記載があった。

〈アンケート集約結果／結論〉

「ステップ1「事実」確定→○

ステップ2「いじめ」認定→○「ここまでのライン」認める方向で、

ステップ3「因果関係」認定→×「認めない」

この時期より既に訴訟対策を意識したことが認められる。

次に、10月24日(月)に、課長補佐とA指導主事(後の校長合流)が、弁護士に相談をした結果のメモには、相談内容として「今回の対応の総括について」、「因果関係について」、「訴訟対応について」、「その他」、「学校対応について」、「市教育委員会対応について」の各項目がある。弁護士の答えは、全体として評価したときに、立場の互換性がないことから「いじめ」の構図があったと認めざるを得ない。「因果関係について」は、因果関係については申し上げられる立場にない、評価に関わる問題なので意見や感想を申し上げる立場にない。理解して欲しいというものであった。「訴訟対応について」は、①他の意図も考えられる。因果関係はない。安全配慮義務違反はない。②安全配慮義務違反があった(予見できた)。因果関係はない。③安全配慮義務違反があった。因果関係があった。と3通りが考えられるところ、①ないし③にはそれぞれ→が付いており、その先には①に○印の記載が、②、③には×印の記載があった。

この後、学校、市教育委員会は、十分な調査、分析をすることなく、弁護士の判断にそのまま乗ってしまい、加害をした生徒がそれぞれどのような関わり方をしたのかということ調査することもなく、一律にいじめ認定をした。いじめと自死の関係は

分らないという判断をして、現時点に至っている。このような態度を取ったばかりに、いじめと認定することに慎重であるべき生徒についても、十分な検討をすることなく、いじめ認定をしてしまったという過ちを犯した。

ここから学ぶべき教訓は、相談された弁護士は、特段意識してはいなかったものの、相談している学校及び市教育委員会の関係者の意識は、本件はいじめなのか、いじめであった場合、自死との間に因果関係があり、市が責任を負うのかという点に否が応でも行っていることを意識する必要があったように思われる。そして、法律の専門家である弁護士の助言は、混乱した状況下で相談にくる本件中学校及び市教育委員会関係者にとって、極めて大きなものであり、金科玉条のように取り扱われてしまうことを肝に銘ずるべきである。

初動段階で弁護士が関わる場合、本件中学校及び市教育委員会が行うべきことが何かを指摘することがとにかく大事である。そして、どのような事実が生じていたのかということ、早く、的確に確定させるためには、どのようなことをしなければいけないのか明らかにしていく必要がある。仮に、学校、教育委員会の関係者が、法的責任はどうなるのかということに意識がいつている場合には、その方向性は間違いであると厳しく指摘し、まず、事実を確定するための作業を第一に考えるように指導すべきである。

一方、学校及び教育委員会関係者が行うべきことは、まず、事実を解明することであることを放棄してしまい、専門家である弁護士の意見を金科玉条のように取り扱うという自主性を失ったことを反省すべきである。実態解明については、自分たちが主役であり、弁護士などの専門家はあくまで助言者に過ぎないという意識に欠けていたことを猛省すべきである。

## 4 文部科学省のいじめに関するデータの不十分一埋もれてしまった「いじめ」

近時、文部科学省の統計データの正確性に対する疑問が指摘されている。子どもの自死について、1999年から2005年の間、いじめによる児童生徒の自死件数はゼロとされていた。しかし、いじめを苦にした自死が相次いでいたことは社会的に周知されていたと言わなければならない。その後、世論に押されて行った2008年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、小・中・高・特別支援学校におけるいじめ認知数は8万5000件、自死した生徒は136人で、そのうち自死の背景に「いじめ問題」があった事案は3人とされている。背景が不明とされる自死が73人(53.7%)に上るが、これらの事案の解明はなされないままであった。

他方、警察庁の統計によれば、2011年の1年間における自死者は30,651人で、19歳以下の者の人数は622人(小学生13人、中学生71人、高校生269人)である。そのうち学校問題とされるのは429人とされている。警察庁の統計

では、自死した小・中・高生は353人で、文部科学省の統計の136人と大きな隔りがある。現に、警察署が自死として認定しても、学校、教育委員会が「管理外の事故死」などとして自死と計上しない事案が複数見られる。また、本件に関するいじめの報道の後文部科学省が把握するいじめの件数が急増したとのマスコミ報道もある。こうしたマスコミ報道によるいじめ件数データの一時的増加を、「社会現象としてのいじめ」と指摘する識者もいる。

また、都道府県によって、文部科学省に報告するいじめの件数に大きな差があり、教育委員会あるいは学校の主観的ないじめ認識の差がそのまま反映されているものと言わなければならない。

本格的にいじめの実態、いじめと自死の関係が解明されるためには、いじめ及び子どもの自死に関する正確な事案の収集とデータの整理が不可欠である。また、いじめの事実が正確に把握されるとともに、いじめと自死などの重大な結果との関係が明らかになることは、社会がいじめられた子どもたちの命と健康をかけたがえのないものとして考えている一つの証と考える。文部科学省の指導の下、各地方自治体の教育委員会、学校におけるいじめ発見体制の充実が急がれる。

国連子どもの権利委員会の日本に対する第1総括的意見中のパラグラフ42では、青少年の間における自殺等を防止するために、情報収集及び分析等全ての必要な措置を取るよう勧告する。第2総括的意見の同47では、①急増する若者の自殺率の高い水準、②自殺や自殺未遂及びその原因に関する量的データの欠如等の実情について強い憂慮の念が表明されている。第3総括的意見中のパラグラフ41では、児童・青少年の自殺、及び自殺未遂のリスク要因についての調査が欠如していることが指摘されている。

日本における子どもの自死に関するデータ収集、その要因研究の体制整備は著しく遅れているのである。こうした現状に鑑みれば、文部科学省は、各自治体の教育委員会の報告だけで事足りとせず、疑義のある事案については、自らが調査検討してより正確なデータ収集に努めるべきである。とりわけ当事者による再調査の申立に対しては真摯に対応すべきであると考ええる。

## 5 過去における検証の不十分

平成8年1月30日当時の奥田文部大臣は、いじめを原因とした自死が相次いだ状況を踏まえて、いじめ問題に関する緊急アピール「一かけがえのない子どもの命を守るために」を発表した。それは全国の子ども、保護者、教員に向けられたものであった。いじめはどこでも起こりうるとした上で、いじめが深刻な人権侵害であるだけでなく、いじめを苦に自死を図ったり、あるいはここに深い傷を負わせたりするものであるという認識に立ったもので画期的なものであり、特に教員に対し、深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どのような子どもにも起こりうるもので、

「いじめられている子どもを守り通す」ことを言葉と態度で示し毅然と対応してほしい、と訴えかけた。あれから随分と時が経過したが事態は改善していない。

また、布村幸彦文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）は、「子どもの問題行動に向かわせないために―いじめに関する追跡調査と国際比較を踏まえて―」というテーマのもと、平成18年2月21日に東京で開催された「平成17年度「教育改革国際シンポジウム」の基調講演において、改めて「いじめ問題は、最悪の場合には、子どもの命に関わる重大な問題」として問題解決に向けた具体的な取り組みについて提唱した。しかし、こうした文部科学省等の呼びかけにも関わらず、多くの地域においていまだ有効ないじめ対策は進んでいないと言わなければならない。

それは何故か。一つには、過去のいじめ自死の事案において、二度と同じ過ちを繰り返さないという決意の下、その一つ一つについて十分な事実究明と検証がされず、多くの場合、いじめの事実も自死との関連性も不明とされたままで事態が終息し忘れられていったという事実を指摘したい。その一つ一つの事案について、包み隠されることなく、丁寧に事実関係が究明されそこから教訓が抽出され、教育現場において、その教訓を生かそうとする努力が今日までなされていたら、いじめの実情は現状よりましな状態となっていたと言えるのではなからうか。

## 6 保護者会（PTA）の自主性の欠如

事件直後からのPTAの動きを見ると、ほとんど際立った活動を見ることができなかった。記録上はPTA関係者が学校との協議の場に出席しているが、学校からの情報を一方的に受け取っているという姿しか見られなかった。学校協力者会議の開催もあるが受け身的で積極的に学校や教育委員会に意見を述べたという記録も見当たらなかった。

多様な保護者が加盟する団体として簡単に方向性を決定することは困難と考えられるが、学校等からの一方的な情報に頼るのではなく、徹底した調査の実施を要求することや調査結果の概要について報告を求める積極的な姿勢が欲しかった。

保護者会の役割の一つとして、学校教育の支援があるが、その支援とは終局的には生徒である子供たちの利益につながるものである。本件で重要なことは、いじめの実態は何か、何が問題だったのかを明らかにして、その教訓を生徒に還元していくことであるはずで、そうした方向性で自主性をもって、本件中学校、市教育委員会に働きかけてほしかった。

## 7 本委員会の在り方に関する問題点

本委員会の始まりは、市から委員として推薦された大学教員である臨床心理士の辞任という異常な事態から始まった。報道によれば、本件の遺族のプライバシーを第三者に漏らしたということであった。第1回委員会に出席した委員は事態の意味が判ら

ず、当面5人の委員で活動を開始した。資料の検討をするなどの調査活動を進めているうちに、事件直後から、この候補者が、学校、市教育委員会の助言者として、また、スクールカウンセラーである複数の臨床心理士とともに、厳密な事実調査を経ずして、Aの家庭に[REDACTED]ストーリー作りに関わっているのではないかという疑いが湧いてきた。

以上の事実が判明したことにより、当該委員の辞任はやむを得ないものと理解した。第三者委員会の生命線は公正と独立にあり、それによって初めて、曇りのない目で公正に事実を調査しそれを踏まえて歯に衣を着せない意見を表明できると考える。今後立ちあげられる第三者委員会の最も重要な課題である。